

「消費税増税について」

(消費税増税を柱とする)「社会保障と税の一体改革関連法」—2012年8月10日成立

〔趣旨〕(第1条)

世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状態を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再配分機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

I 消費税法の一部改正

①平成26年4月1日(第2条)

- ・消費税率を4%から6.3%に引上げ(地方消費税1.7%と合わせて8%)—2013.10.1決定
- ・消費税の用途の明確化—消費税の収入については、地方交付税に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

②平成27年10月1日(第3条)

- ・消費税率を6.3%から7.8%に引上げ(地方消費税2.2%と合わせて10%)

II 所得税法の一部改正（第4条）（注）平成27年分以後の所得税について適用

- ・ **所得税の最高税率の引上げ**（課税所得5000万円超について50%）

III 相続税法の一部改正（第5条）（注）平成27年1月1日以後に取得する財産に係る相続税、贈与税について適用

- ・ **相続税の基礎控除の引下げ**—「5000万円+1000万円×法定相続人数」⇒「3000万円+600万円×法定相続人数」
- ・ 相続税の税率構造の見直し—**最高税率を50%→55%に引上げ** ・ 相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢引下げ—65歳→60歳

IV 租税特別措置法の一部改正（第6条）（注）平成27年1月1日以後に取得する財産に係る贈与税について適用

- ・ 直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和
- ・ 相続時精算課税制度に係る受贈者の年齢引下げ—20歳以上の孫を追加

V **税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する事項（第7条）**

第2条から第6条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、～中略～、国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。—具体的な方向性については後記

VI **附則—消費税の引上げに当たっての措置（附則第18条）**＝**“景気条項”**

- ・ 消費税の引上げに当たっては、**経済状況を好転させることを条件**として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率が3%程度かつ実質の経済成長率が2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ この法律の公布後、消費税の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第2条及び第3条に規定する消費税の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、**経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め**所要の措置を講ずる。

（注）**経済状況の判断時期は税率引上げの半年前**⇒平成25年10月1日決定

- ・ 引上げまでに衆議院議員定数80削減法案、構造改革実行法案、国家公務員給与削減法案の早期成立をはかる。

[税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する事項（第7条関係）]（抜粋）

- 1 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ **番号制度**の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、**総合合算制度、給付付き税額控除等の低所得者に配慮した再配分に関する総合的な施策**を導入する。
 - ロ イの再配分に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的な及び臨時的な措置として、（中略）**簡素な給付措置**を実施する。
（ハ～ヘ略）
 - ト **住宅の取得**については、取引価額が高額であることから、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、～中略～、住宅の取得に係る**必要な措置**について財源も含め総合的に検討する。

[政府の消費税増税を巡る集中点検会合 2013. 8. 26～31]

有識者 60人が意見

- ・ 法律通りに 2014 年 4 月に 8%—44 人 ・ **引き上げの幅や時期を変更—8 人**
- ・ 反対または先送り 6 人 —2014 年 4 月の引き上げは見送り、15 年 10 月に 10%に
—小刻みな増税（浜田宏一内閣官房参与、本田悦郎内閣官房参与ほか）
- ・ 賛否を述べず 2 人

⇒10 月 1 日に安倍首相が判断—前回の消費増税についての当時の大蔵省への不信、しこりが慎重論の一因

[共同通信社世論調査（2013 年）9/14～15 日実施] —⇒ [共同通信社世論調査（2013 年）10/1～2 日実施]

消費税増税について **反対 50.0%⇔賛成 46.8%** —⇒ **反対 42.9%⇔賛成 53.3%**

- ・ 反対の地域別最多は東北の 63.1%
- ・ 無党派層が反対 57.3%（賛成 37.8%）と際立つ
- ・ 引き上げられた際「家計支出を控える」69.3%—「控えない」28.6%
- ・ 「10%への引き上げ」に**反対 61.6%—賛成 31.0%**

⇒ [日経新聞・テレ東世論調査（2013 年）11/22～24 実施] **賛成 35%—反対 58%**

⇒ [共同通信社世論調査 2014. 1. 25～26 実施] **賛成 30.1%—反対 64.5%**

（1016 人回答）

[日本の消費税の歴史]

《消費税は時の政権にとって鬼門》

昭和 53～54 年	第一次大平内閣 消費税構想が浮上 54 年 10 月の衆議院選挙で過半数割れ (284 議席) の 惨敗
昭和 62 年	中曽根内閣が“売上税”法案を国会に提出 自民党からも猛反発を受け廃案
昭和 63 年	竹下内閣で消費税法 (税率 3%) が成立 12 月 30 日公布—平成元年 4 月 1 日施行 ※“捨て身で血路” = 「(逆進性など) 6 つの懸念・問題点」があることを認め、同じ議論の土俵に乗せる。 → 税調のドン と呼ばれた山中貞則会長 (当選 17 期) が消費税導入を推進したとして翌平成 2 年の総選挙で 落選
平成 6 年	細川連立政権 「国民福祉税」構想発表 (2 月 3 日深夜) 連立組んでいた他党や世論の大反発を受けて即日撤回 →求心力失い 4 月 25 日 総辞職
平成 9 年	橋本内閣 3%から 5%に引上げ→翌年の参議院選挙で自民党は 44 議席と 惨敗 橋本内閣は 総辞職 ※増税決定したのは社会党村山政権時 (平成 8 年 9 月、11 月可決) 「景気対策の減税が先行し、社会保障の財源が足りなくなる。税率決めないのは無責任」として決断

[現行消費税]

1 現行消費税の内訳

消費税 5%	うち 4% 国税	うち 29.5%が地方交付税の原資として地方に配分	用途 (毎年度の予算総則で縛り) 高齢者医療・基礎年金・介護
	うち 1% 地方税 = “地方消費税”	いったん県に全額配分。うち 50%が県内市町村に再配分—人口・従業者数割合	用途 縛りなし

⇒ **5%のうち 2.18% (1% + 4% × 29.5%) が地方 (都道府県) に配分・還元**

⇒ さらにそのうち 1/2 が市町村に配分

2 消費税の税収推移

表 1 「全都道府県合計の地方消費税の税収推移」 ⇒ 消費税 1% = **2.5 兆円 ~ 2.7 兆円**

表 2 「秋田県の地方消費税の税収推移」

3 (日本の) 消費税の特徴

- (1) **偏在性が小さい** 表3「地方税の税収の偏在状況」
- (2) **清算が行われる** 表4「地方消費税の清算基準と清算割合」—消費税の最終負担者は消費者であり、税収は「最終消費地」に帰属すべき⇨現行制度では各中間段階（製造業者・卸売業者等）で各業者の本店所在地の税務署に申告納付⇨各都道府県間で清算しているもの。
- (3) **一律・低率** 表5「世界の国々の消費税率」「主要国の付加価値税率の概要」
表6「国税収入に占める消費税の割合」
- (4) **逆進性** 消費税は消費に対して広く課税されるため、消費者の所得水準に関係なく負担が生じ、**低所得者ほど所得に対する税負担が高くなってしまい、重税感が増すという問題点**

〔軽減税率適用の線引き例〕

[イギリス] 温かいピザは標準税率 冷たいピザはゼロ税率 ※“温かさ”の目安は気温より高いか⇨誰がどうやって測るの？

[ドイツ・フランス] マクドナルドをテイクアウトだと軽減税率 その場で食べたなら標準税率

[フランス] マーガリンは標準税率 (19.6%) バター〈ぜいたく品〉は軽減税率 (5.5%) ※酪農業者の政治力が強い

[フランス] チョコレートは標準税率 板チョコは軽減税率

[フランス] 世界三大珍味のうちキャビアは標準税率 国内業者の多いフォアグラとトリュフは軽減税率

[カナダ] ドーナツ5個以下だと店内で食べたものと見なされ標準税率 (5%) 6個以上だとテイクアウトと見なされ0%

⇒**即席の「ドーナツ・クラブ」**誕生=ドーナツ屋の前で6個以上の購入者が集まるまで待って共同購入

〔軽減税率導入に関する中間報告書〕(2013. 11. 12) 自公両党⇒12月12日【税制改革大綱】「消費税率10%時に導入」—導入年月示さず

- ・聴取した経済界など21団体3有識者の意見（反対14：賛成7：その他3）を列挙するにとどめ、導入に向けた方向性は示されず
- ・税収減や中小事業者の事務負担増を懸念する自民党⇨消費増税時の軽減税率導入を昨年の衆院選等で公約に掲げた公明党**※溝は埋まらず**

	自民党	公明党
時 期	消費税10%段階では時期尚早	消費税率10%への引上げ時
対 象	早期の品目選定は困難	まずは外食と酒を除く食料品から
財源問題	社会保障財源が削られる	低所得者対策として許容される範囲内

表-1 全都道府県合計の地方消費税(=1%)の税収推移

[単位:兆円]

年度	平成10	11	12	13
税収	2.6	2.5	2.5	2.5
年度	平成14	15	15	16
税収	2.4	2.4	2.4	2.6
年度	平成17	18	19	20
税収	2.6	2.6	2.6	2.5
年度	平成21	22	23	24
税収	2.4	2.6419	2.5503	2.6466

資料:総務省「地方財政の状況」

(注)24年度は見込額

表-2 秋田県および秋田市の地方消費税の税収推移 [単位:百万円、切捨て]

※秋田県に配分された後、県内市町村に1/2を交付

年度	秋田県地方消費税税収額	県税に占める割合	秋田市消費税交付金	県たばこ税(秋田市〃)	ゴルフ場利用税	〃秋田市交付金
平成15年度	21,556	22.1%	3,126	2,276(2,008)	301	63
〃 16年度	22,773	23.0%	3,523	2,311(2,180)	279	94
〃 17年度	21,355	21.4%	3,240	2,241(2,125)	249	86
〃 18年度	22,216	21.9%	3,368	2,279(2,178)	251	86
〃 19年度	21,556	18.9%	3,341	2,235(2,116)	233	80
〃 20年度	20,492	18.9%	3,148	2,110(2,008)	231	76
〃 21年度	20,424	21.6%	3,278	2,001(1,896)	222	72
〃 22年度	21,189	23.3%	3,272	2,055(1,954)	204	67
〃 23年度	20,811	23.5%	3,269	2,339(2,216)	187	62

資料:総務省「地方財政状況調査関係資料」

(注)地方消費税税収額は「清算後」を計上

(注)平成15年度は合併前の全市町村分を合算

表-3 地方税の税収の偏在状況—各都道府県の人口1人当たり税収額の最大値(東京都)/最小値(沖縄県)の倍率

税目	倍率
地方消費税	1.8倍
個人住民税	3.0倍
法人二税	6.6倍
固定資産税	2.2倍
地方税計	3.1倍

資料:総務省「地方税に関する参考統計資料」

(注)平成19年度決算計数による

表-4 地方消費税の清算基準と清算割合

清算基準	清算割合(ウェイト)
小売販売額(注1)	6/8
人口(注2)	1/8
従業者数(注3)	1/8

(注1)「小売年間販売額(商業統計)」と「サービス業対個人事業収入額(サービス業基本調査)」の合算額による。

(注2)「人口」は「国勢調査」による。

(注3)「従業者数」は「事業所・企業統計」による。

表-5 世界の国々の消費税(付加価値税)率(2012年1月現在)

国名	標準消費税率 (%)	食料品の消費税率 (%)	特定品目の低減税率の有無
日本	5	5	無
フランス	19.6	5.5	有
イタリア	21	10	有
ドイツ	19	7	有
オランダ	19	6	有
スペイン	18	8	有
スイス	8	2.5	有
ノルウェー	25	12	有
スウェーデン	25	12	有
デンマーク	25	25	有
オーストラリア	10	0	有
メキシコ	16	0	有
韓国	10	10	無
イギリス	20	0	有
(参考) 中国(増値税)	17	17	有

資料: 財務省ほか

(注) EUでは、1992年のEC(欧州委員会—EUの政策執行機関)指令により、1993年以降の付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている。

[主要国の消費税(付加価値税)率の概要(2012年1月現在)]

国名	課税対象	税率 (%)
フランス	標準税率	19.6
	食料品、雑誌、書籍、旅客輸送等	5.5
	新聞、雑誌、医薬品等	2.1
ドイツ	標準税率	19.0
	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設利用等	7.0
イギリス	標準税率	20.0
	家庭用燃料及び電力等	5.0
	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送等	0.0
	医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等	(非課税)
スウェーデン	標準税率	25.0
	食料品、宿泊施設の利用等	12.0
	新聞、書籍、雑誌、スポーツ観戦、外食サービス、映画、旅客輸送等	6.0
	医薬品(医療機関による処方)等	0.0 (非課税)

資料: 財務省

表-6 国税収入に占める消費税(付加価値税)の割合

国名	標準消費税率	国税に占める割合
日本	5.0%	24.6%
イギリス	17.5%	23.7%
イタリア	20.0%	27.5%
ドイツ	19.0%	33.7%
フランス	19.6%	47.1%
アメリカ	0.0%	0.0%

資料: 宮内豊編「図説 日本の税制平成18年度版」

(注) イギリスの標準税率は2011年1月より20%に引上げ

※「レコード課税論争」－消費税導入以前に贅沢品に「物品税」（間接税）が課せられていた。

－レコードは物品税の対象であったが、童謡は教育的視点から対象外となっていたことから、幾たびか論争が繰り広げられた。

⇒『黒猫のタンゴ』は歌謡曲扱いで課税対象に⇔『およげたいやきくん』は童謡扱いで対象外に

【軽減税率導入による税収の減り具合】（みずほ研究所試算）		
消費税 10% で税収は 20.8 兆円（軽減税率ない場合）		
	《軽減税率を 5% とした場合》	《軽減税率を 8% とした場合》
食料品	2 兆 8100 億円	1 兆 1300 億円
穀物・肉・魚介・野菜など	4000 億円	4000 億円
酒類・外食	7100 億円	2800 億円
光熱・水道	8500 億円	3400 億円
新聞	1100 億円	400 億円

〔財務省試算〕 消費税 10% 時に食料品の税率を 5% にすると税収は 2.5～3 兆円減る。

消費税引き上げに際しての要検討事項（2012 年 8 月増税法案成立以前）

要検討事項	検討ポイント・内容	
用途（使い道） は	国税分について現行の目的税（縛り）のままとするのか	財政再建の財源の捻出にも充てるのか
↓	※現行の縛り《高齢者医療・基礎年金・介護の 3 分野》 ※増税の場合＋「少子化対策」を含めることは決定 [1997 年～2012 年] 税収 27% 減⇔歳出 17% 増（社会保障費等の膨らみ）	※国の借金（国債＋借入金等）25/6 末 1000 兆円超に 25/9 末 1011 兆円超に （日本が 100% を超えたのは 1998 年）
地方への配分 は	現行の地方への配分率（43.6%）を維持するのか	消費税の引き上げ幅が大きくなってもよいか
↓	※税率 1% 引き上げで 2.5 兆円の税収増 最も激しいバトルが繰り広げられるとの見方も	※地方への配分率を維持すると、税率を 5%（12.5 兆円）上げても、国が使える財源は 7 兆円どまり

	※最終増税分 5%のうち、国 3.8%、地方 1.2%で決着	
マクロ経済への影響は ↓	導入直後はGDP下押し要因となる ※5%引き上げでGDP△1.4%という試算	(一度に引き上げるのか、段階的に引き上げか) ※二段階の引き上げ
逆進性対策は	軽減税率を設けるか (複数税率の適用) ↓ [日経新聞・テレ東世論調査 2013. 11. 22~24 実施] 導入すべき 73%—導入すべきでない 18%	低所得者対策をどうするか ↓
※軽減税率が低所得者への消費増税の逆進性対策として本当に適しているかどうかという議論がほとんど行われていないことが深い問題	・生活必需品等軽減品目の線引き・選定をどうするか ・保護すべき業界の線引き・選定をどうするか ※利権の温床となる危険性も ・複数税率とした場合、小売店等の膨大な手間やコストは誰が負担するのか	“低所得”の線引きは⇒広げると引上効果薄れる ※年収 300 万円未満の世帯 全世帯の 32.9% 年収 400 万円未満の世帯 全世帯の 46.5% (平成 23 年家計調査) [参考] 2000 年~2009 年 年収 200~300 万円世帯と 年収 300~400 万円世帯が 1.5 倍増
	【2013/9 号「選択」】 ・関連需要 3 兆円 ・個人番号カードの配布が大きな問題 2015 年 10 月からナンバーを通知、その後に配布 ※全員への配布が必須—本人へ直接渡さなければなら ない⇒その事務作業量と方法が見当もつかない	所得を正確に把握するための「共通番号」の導入必要 ※システム構築等導入までの準備期間は 3~4 年必要 費用は最大 6,000 億円超の試算 (2010/6) [2013. 11. 14 日経新聞] ①システム開発特需—2.6 兆円 ②システムエンジニア—自治体向けだけで 7~8 万人が不足
	「給付付き税額控除」とは 一定以上の勤労所得のある世帯・子育て世帯に対して、勤労を条件に税額控除 (減税) を与え、所得が低く納税額で控除しきれない場合には給付金を支給する。	「給付付き税額控除」を導入する場合、どのタイプか ①「児童税額控除」 ②「勤労税額控除」 ③「消費税税額控除」

《運送業者・飲食業・自販機飲料の苦悩》—4月に間に合わせるためには2月中に価格を決める必要

券売機・自販機—1円単位とすると1円・5円玉ボックス必要に=物理上不可能⇒10円単位に ※造幣局4年ぶりに1円玉生産を決定

- ・運賃の券売機—電子マネーは1円単位で決済、現金は10円単位で購入⇒“一物二価”に
—山手線〔初乗り運賃〕 現在130円→ICカード：133円⇔切符：140円
ただし、大宮や千葉など料金体系が変わる境（電車特定区間エリア）に位置する5駅では複雑に—〔都心に向かう場合：133円⇔逆向きに乗る場合：144円〕—郊外路線（幹線・地方交通線—10円以下四捨五入）はICカードの方が割高になるケースも
- ・自販機飲料価格—コカ・コーラ（清涼飲料のシェア28%、自販機の約4割を持つ）の決断待ち？《前回は約1年後の1998年春にコカ・コーラが値上げし、各社が一斉に追随》—清涼飲料の自販機は全国に約218万台=価格設定を一斉に変えることも難しい
—（2014.1.10日経新聞）「自販機、一部10円上げ」—コカ・コーラ、4月の増税時に。据え置く商品と組み合わせ、全体で3%を転嫁&自販機の1割を占める「電子マネー対応機」ではすべての商品を1円刻みで上げることも検討中—価格見直しは1999年以来
- ・看板の低価格守るか、転嫁か—券売機の10円単位の設定⇒便乗値上げととられないか（例）中華そば現行290円×3%=8.7円<10円
—転嫁した場合の看板の修正費用もばかならない

《衣料チェーン、脱・安売りの分岐点》（2013.11.26日経）

- ・ユニクロは増税分を転嫁—総額表示から消費税を別にした税抜き表示に
- ・しまむらは定番商品の本体価格を値下げ—総額表示の価格を据え置いて増税分を転嫁しない。

《イオン「税抜き」表示》（2013.12.5）

- ・税込みの総額も併記しつつ、税抜きの方を大きく表示（6:4）・セブン&アイ・ホールディングス同様の対応を決定—スーパー足並み揃う

《消費増税対応、品目絞る》（2013.12.12日経新聞）

【原材料費が高止りしているが、節約志向が強まる見通しで値上げ容易でない。広告費や生産の効率を高めて、売れ筋に経営資源を集中】

- ・伊藤ハムやエステーは数年内に4割減らす。—伊藤ハム：2500品目⇒1500品目に。エステー：1500品目⇒900品目に
- ・サントリー食品、明治、ライオンは今期既に絞り込み。サントリー：上期に4%削減。明治：新商品年間約300品目以上⇒約270品目に

《製造・卸178団体（87%が中小企業がメンバーの過半）調査—日経新聞2013年11月調査》

消費税「全て転嫁可能」39%、「半額以上」19%、「半額程度」10%、「半額もできない」5%⇔（前回増税時「全額転嫁」30%）

[消費税の国税と地方税（都道府県税）の配分割合（増税が実施された場合）]

	現行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消費税率計	5 %	8 %	10 %
うち国税	4 %	6.3 %	7.8 %
うち地方税	1 %	1.7 %	2.2 %

⇒ 【秋田県の地方消費税収入】

2012 年度 205 億円（決算見込み額）→ 8 % 引上げ後 297 億円（県の試算—2013. 10. 2 公表） **92 億円増**

※市町村への配分基準 <現行>「人口」+「従業者数」割合⇒<増税分>「人口」割合のみ

[消費税増税などによる家計への影響]

I **【平均的な世帯における年間消費支出—約 286 万円⇒286 万円×3%=8.2 万円】平均で 8.2 万円の負担増**

II 一般家庭の消費増税による負担増（2013 年度比、万円）[第一生命研究所試算]

年 収	2014 年度	2015 年度	2016 年度
	・消費税率 8%・簡素な給付措置・児童手当拡充	・10 月に税率 10%に	
～250 万円未満	1. 5	7. 3	9. 1
250～300 万円	255.7 万円以下—1. 4	7. 1	8. 8
	255.7 万円超—3. 4		
300～400 万円	3. 7～3. 8	7. 6	9. 4～9. 5
400～500 万円	4. 5～4. 9	8. 6～9. 1	10. 6～11. 3
500～600 万円	5. 3～5. 4	9. 6～9. 7	11. 9～12. 1
600～700 万円	6. 8～7. 6	11. 7～12. 7	14. 5～15. 8
700～800 万円	7. 1～7. 5	12. 0～12. 5	14. 9～15. 5

800~900万円	8.0	13.2	16.3
900~1,000万円	960万円未満—8.2	13.4	16.6
	960万円以上—10.2		
1,000~1,250万円	11.4	15.0	18.7
1,250~1,500万円	12.1	15.9	19.7
1,500万円~	16.2	21.4	26.5

(注) 4人家族の世帯で有業者1人。

年収255.7万円以下の世帯—1人1万円の「簡素な給付金」。年収960万円未満の世帯—児童手当1人1万円

[欧州債務危機にともなう付加価値税（日本の消費税に相当、VAT）の税率引上げ] ⇒ 財政再建に取り組み=マーケットの信認得るため

“**P I I G S**”（債務危機問題で財政支援を受けている4か国と危機を噂されているイタリアの計5か国）すべてが引き上げ

[EU（欧州連合）のVAT（付加価値税）に関する共通税制・ルール—1993年改定後]

- ・標準税率は15%以上
- ・食料品など生活必需品に適用される軽減税率は5%以上

	2010年初め	現 状（2013年8月）
イタリア	20%	21%
ギリシャ	19%	23%
ポルトガル	20%	23%
アイルランド	21.5%	23%
スペイン	16%	21%
フランス	19.6%	19.6%
イギリス	17.5%	20%
ドイツ	19%	19%

【公的債務残高（対GDP比）】（出所）EU統計局（2012年10月発表）

《ユーロ導入基準は60%以内》⇒2010年以降は全部の国が失格

※網かけした国・年が基準クリア

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年 1Q	2012年 2Q
EU27 各国	62.2%	74.6%	80.0%	82.5%	83.5%	84.9%
ユーロ圏 17 各国	70.2%	80.0%	85.4%	87.3%	88.2%	90.0%
ギリシャ	112.9%	129.7%	148.3%	170.6%	136.9%	150.3%
イタリア	106.1%	116.4%	119.2%	120.7%	123.7%	126.1%
ポルトガル	71.7%	83.2%	93.5%	108.1%	112.0%	117.5%
アイルランド	44.5%	64.9%	92.2%	106.4%	108.5%	111.5%
スペイン	40.2%	53.9%	61.5%	69.3%	72.9%	76.0%
フランス	68.2%	79.2%	82.3%	86.0%	89.1%	91.0%
ドイツ	66.8%	74.5%	82.5%	80.5%	81.1%	82.8%

※ユーロ圏全体では、2011年で87.3%であり、ドイツ等強国が支えれば返済可能のレベル。

【公的債務残高（対GDP比）】（出所）IMF “World Economic Outlook Databases”（2013年4月版）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
日本	191.81%	210.25%	215.95%	230.28%	237.92%
米国	75.55%	89.07%	98.19%	102.53%	106.53%
英国	52.21%	68.05%	79.44%	85.44%	90.31%

（注）公的債務残高：（中央政府債務＋地方政府債務＋社会保障年金債務）残高

《2013.6末 日本の国の借金 1000兆円を突破》（国民1人あたり約792万円）—国債830兆4527億円＋借入金》地方含まず国の分だけで！！
 ⇒9月末の国の借金1011兆1785億円に—6月末からさらに2兆5505億円増え、過去最大を更新続けている。2013年度末には1107兆円に

[識者の意見]

【野田前首相 2013. 9. 2 ホームページ】「この経済指標で先送りするなら永遠にできない。首相の腹一つだ。」

【黒田日銀総裁 2013. 9. 5 記者会見】

<先送りすれば>

- ・ 金融市場や経済に与える影響を見通すのは難しい・ 財政の信認が傷つけば、財政・金融政策での対応は困難

【土居丈朗慶大教授 2013. 9. 3 日経新聞 消費税増税の論点—「『他力依存』から早期脱却を」】

税率が5%に達するまで5年間1%ずつ引き上げた場合、予定通り増税した場合より、5年間で約19兆円の収入不足となる。

これを自然増収で埋めるためには、5年間平均の名目成長率4.57%を実現・持続させなければならない。

97年以降これまで、消費税増税は「景気が良くなってから」という口実によって先送りされてきた。経済成長率が低迷していると、この口実の下まだ増税すべきでないといい、経済成長率が高まってくると、せつかくの景気回復基調を腰折れさせてはいけなからまだ増税すべきでないという。結局、経済成長率が低かろうが高かろうが、増税に反対することにならない。そうする間にも、負うべき税負担を自ら負わず他人に転嫁し、政府債務を累増させていったのである。もはや増税を先送りしてはならない。

【伊藤元重東大教授 2013. 9. 3 日経新聞 消費税増税の論点—「金利暴騰リスク、より深刻」】

- ・ 「予定通り増税」「見直し」両方にリスク—どちらのリスクがより深刻かの比較が重要

《リスクの比較》

【先送り（慎重）派の主張】—増税したにもかかわらず不況により税収が減った「1997年の教訓」に学べ

⇒ デフレ脱却の芽を潰してしまい、取り返しのできないリスク

ただし、このリスク、景気に大きな影響が出るというリスクは、国内問題であり、低所得者対策、投資減税、公共投資などで、ある程度対応可能である。

【予定どおり増税派の主張】—（膨大な公的債務を抱えている日本が）財政再建の先送り姿勢を示したら、日本の財政への信任がさらに揺らぐ 日本よりはるかに低い債務比率で欧州の多くの国が、財政への信任が失われ、財政危機に陥っている。

⇒ 国債金利の暴騰（国債価格の暴落）が起きるリスク このリスクが突然起き、顕在化すると市場の暴走は誰にも止めることができない。

先送りによって懸念される国債リスク＝テールリスク＝確率は小さいがもし起きたら取り返しのつかないリスク

〔吉川洋東大大学院教授 2013.9.7号 週刊東洋経済〕消費増税は予定どおりに実施を

97年最大の問題は、消費増税引き上げでなく、不良債権処理を先延ばししているうちに金融危機が現実のものとなってしまったところにある。「97年の教訓」は、大きなリスクは速やかに取り除かなければならない、ということなのだ。

日本経済が今日抱える最大のリスクは、財政赤字である。破綻を回避するために必要な第一歩ともいえる消費増税引き上げ先延ばしの論拠として「97年の教訓」を挙げるのは、まさに教訓に学ばない誤りだと言わなければならない。ちなみに不良債権についても当時「経済成長が先」という「上げ潮」派がいた。それが金融危機を招いたのである。

〔1997年の教訓とは—1997年のトラウマ〕1997年4月に消費増税が3%から5%に引き上げ

四半期別	実質経済成長率（年率換算）季調済	家計消費支出	年度別	実質成長率	家計最終消費支出
1996年 10～12月期	6.2%	0.9%	1996年度	2.7%	2.5%
1997年 1～3月期	3.0%	4.0%	1997年度	0.1%	△1.0%
4～6月期	△3.7%	△0.8%	1998年度	△1.5%	0.2%
7～9月期	1.6%	0.5%	1999年度	0.5%	1.1%
10～12月期	△0.3%	△0.8%			
1998年 1～3月期	△7.4%	△3.6%			
4～6月期	△2.0%	△0.2%			
7～9月期	1.1%	△0.2%			
10～12月期	2.2%	0.3%			

〔消費増税導入時（1989年4月）の実質経済成長率の推移〕〈1988年—7.2%⇒1989年5.4%⇒1990年5.6%〉

【1997年の特殊事情】—景気が悪くなる要因が（政策の誤りもあり）重なった！！

①7月のタイの通貨バーツに始まり、韓国の通貨ウォンに至るアジア通貨危機が発生 ②11月に拓銀や山一証券が破綻⇒金融危機に

③国民負担の集中—特別減税の打ち切り、社会保障と医療費の負担増で8.6兆円

④公共投資の大幅削減 1997年度予算は96年度予算（補正後）と比べて1.5兆円、13%の純減 ※景気のマイナス要因が重なっていた

【消費増税の影響アンケート】

I 【2013. 12. 4~20 日経「社長 100 人アンケート」】—景気「秋に改善」!!

1 足元の国内景気—「拡大している」95.9%

2 14年6月（増税の3か月後）の国内景気—「悪化の兆しが出ている」21.1%、「悪くなっている」19.7%

14年9月（増税の半年後）の国内景気—「現在より上向く」60.6%（13/9 調査比約 20 ポイント上回り）

理由：①「個人消費の回復」49.4%、②「米国の景気改善」30.3%、③「設備投資の回復」「国内の強気の経済心理」（各 28.1%）

II 「主要小売業（102 社）調査」（2013. 12 下旬日経新聞調査） 増税「影響限定的」52%!!

1 駆け込み需要—「ある」72%（73 社）。うち 37 社は 3 月中に発生すると回答。

駆け込み需要による売上げの伸び—「10%以内」56 社

2 増税後の売上げ

a 売上げが落ち込む—70%

・前年比マイナス幅—「5%以内」39 社、「5~10%」25 社、「10%超」7 社

b 落ち込みがいつまで続くか—「4月のみ」4%、「6月まで」38%、「9月まで」10%⇒計 52% 「半年から 1 年」7%、

「減らない・分からない」41%

【消費者駆け込み購入調査】

・日本生命調査（昨年末調査）「増税を見越した買い物の予定はない」62%

・野村総研（昨年末調査）「増税前に何も買っていない・予定もない」64%

・当研究所（昨年 10 月調査）「増税を理由に購入（契約）した・予定している」36.1%⇒「購入していない・予定もしていない」63.9%

※「シニア（60 歳以上）消費」伸び鮮明 <個人消費年間約 280 兆円>

2013/11 時点：60 歳以上の世帯が 46.6%。65 歳以上の世帯が 34.2%（人口に占める割合は 25.2%）

《2013 年白物家電—駆け込み盛況—過去 10 年で最高を記録》

国内出荷額—前年比 4.3%増の 2 兆 2,893 億円—3 年ぶりの前年比増（家電エコポイント制度による直近ピークの 2010 年も上回り

・冷蔵庫（6.4%増）など大型家電が好調。ルームエアコン（前年比 8.2%増）は台数ベースで過去最高に。洗濯機は 2.3%増。

【経済対策】消費増税直後の負担緩和—「好循環実現」のための経済対策（2013.12.5閣議決定）2013年度補正予算5兆4,654億円

【財源】 税込の上プレ+2012年度決算の剰余金+国債費の不用分+復興財源の使い残し ※新規国債の増発は行わない

【低所得者・子育て世帯対策】

- ・（市町村）住民税非課税世帯—約2,400万人に1人1万円給付 [3,420億円]
- ＋児童扶養手当受給世帯—1万円上乗せ [1,473億円] ※現金給付は2013年所得データ取得後の本年7～9月に
- ※ [1人1万円の根拠]（食費支出年間18万円×3%）×1.5倍（10%となる2015年10月までの1年半分）

【住宅取得に必要な措置】 [住宅ローン減税+「すまい給付金」] [「すまい給付金」8%引上げ分1,600億円]

- ①消費税8%増税時（2014年4月）～減税（最大控除額2000万円×1%×10年）=200万円
給付金—年収510万円以下=10万円：年収475万円以下=20万円：年収425万円以下=30万円
- ②消費税10%増税時（2015年10月）～減税（最大控除額4000万円×1%×10年）=400万円
給付金—年収775万円以下=10万円：年収675万円以下=20万円：年収600万円以下=30万円
：年収525万円以下=40万円：年収450万円以下=50万円

⇒ **【住宅買い時はいつ】** 《消費税8%で年収の6倍の家を買う場合—自己資金は6分の1。購入価格の64%が建物分と想定》

（みずほ総研試算。単位：万円）

年収	400	500	600	800	1000
購入価格	2400	3000	3600	4800	6000
住宅ローン減税の還付増	25	19	58	144	195
すまい給付金	30	10	0	0	0
増税での負担増（5%→8%）	46	57	69	92	115
結果こうなる（▲は負担減）	▲9	28	11	▲52	▲80
増税後が買い時か	○	×	×	◎	◎

【競争力強化策】 1兆4,184億円

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ・競争力強化のための投資促進、イノベーション創出等 | [4,245億円] |
| ・エネルギーコスト対策 | [890億円] |
| ・オリンピック東京大会を契機としたインフラ整備等 | [1,011億円] |
| ・地域、農林水産業、中小企業等の活力発揮 | [8,037億円] |

【女性・若者・高齢者・障害者向け施策】 3,005億円

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・女性の活躍促進、子育て支援・少子化対策 | [1,685億円] |
| ・若者の活躍促進、雇用対策 | [822億円] |
| ・高齢者・障害者の支援 | [498億円] |

【復興、防災・安全対策の加速】 3兆1,274億円

- | | | |
|--------------------------|-------------|--------------------------------|
| ・東日本大震災の被災地の復旧・復興 | [1兆9,308億円] | ※復興特別法人税1年前倒し廃止に伴う補填8,000億円を含む |
| ・国土強靱化、防災・減災の加速、原子力防災対策等 | [1兆 946億円] | |
| ・安全・安心な社会の実現 | [1,021億円] | |

【企業減税（案）】

1 **雇用拡大・賃上げ**

賃上げを実施した企業に3段階で税優遇—給与総額の増加分の10%（中小企業の場合は20%）を税額控除できるようにするもの

①2013～14年度 給与総額を2%（以上）増 ②2015年度は3%（以上）増 ③2016～17年度は5%（以上）増

2 **設備投資**

・生産性の高い先端設備への投資促進税制を新設

—投資額の5%を法人税から差し引き（現行は投資額を前年度より10%増やした企業に設備投資額の3%を控除）

・中小企業向けの投資促進税制を拡充

3 **研究開発**

・研究開発税制を拡充（&2016年度まで3年間延長）

4 **防災・環境投資**

・商業施設の耐震改修で固定資産税を減額など

5 その他—創業促進、事業再編促進、民間企業のベンチャー投資など

「TPP（環太平洋経済連携協定）と日本農業について」

[結論]

I TPPをはじめとして世界で加速している経済連携協定（通商・貿易政策）に対して日本はどんな戦略を立てて臨んでいくのか。

[成長戦略] FTAを結ぶ国・地域との貿易額が総貿易額に占める割合（FTA比率）を現状の20%程度から2018年度まで70%に拡大

II 経済連携—特にTPP—を推進する場合、日本の農業（特にコメ）をどうしていくのか。

食の安全・安心を支える農業の重要性に異論を唱える者はいない。輸入品に高い関税をかけ続ければ、国内の農産品の値段は高いまま。そのしわ寄せは、高い食品を買う消費者に来る。競争にさらされないので、生産性も上がらない。これでは大切な農業がジリ貧になってしまう。放置しておいてよいはずがない。関税だけに頼らずに農家を守る方法を考え、構造改革を実現するのが農政の本来の役割だ。

[**コメ対策**] ※関税撤廃の場合でもセンシティブ品目は10年間での段階的関税削減が認められている—農業改革を進める時間はある!!

①**例外扱い（関税の対象とする）を貫く—韓国方式** ・（米・EUとのFTAを締結している）韓国は全てのFTAで「コメは例外品目」扱い。

・その他の農産物は原則すべて自由化。ただし、関税撤廃スケジュールなどあらゆる手段で農産物自由化の規模やスピードをできる限り緩和&農業・農村対策として10年間で9兆円を投じている。

※ [米国とのFTAでは、「米国の稲作農家の方が、韓国人の嗜好に合わせたコメづくりをして輸出を伸ばす努力をするよりWTOから与えられた既得権益（ミナムアヘン米＝関税を残す代わりに設定された輸入枠）を維持する方が楽ということで撤廃を主張しなかった。]

②**関税を取り除き、価格差（国内価格低下）による損失を農家に直接補償する—欧州・米国方式**

- ・米国も乳製品等に対して補助金を設けている。（生産費と販売価格との差額）
- ・EUも補助金制度で農家保護（例）仏：ぶどう栽培農家の所得の4割、穀物農家の所得の3割が補助金（1戸あたり3百万円）

減反（生産調整）は止めるべき⇒**農業資源をフル活用する方向に**⇒**生産力の回復&食料自給率は上がる&農業の多面的機能も上がる。**

※「平場」と「中山間地」と対策を分けるべき。食糧（料）の安全保障の観点からも、農地は確保しておかなくてはならない。

・「平場」—（農地集積による）規模拡大・高品質化・低コスト化⇒**コメ消費量減少による過剰生産分を輸出に振り向ける**

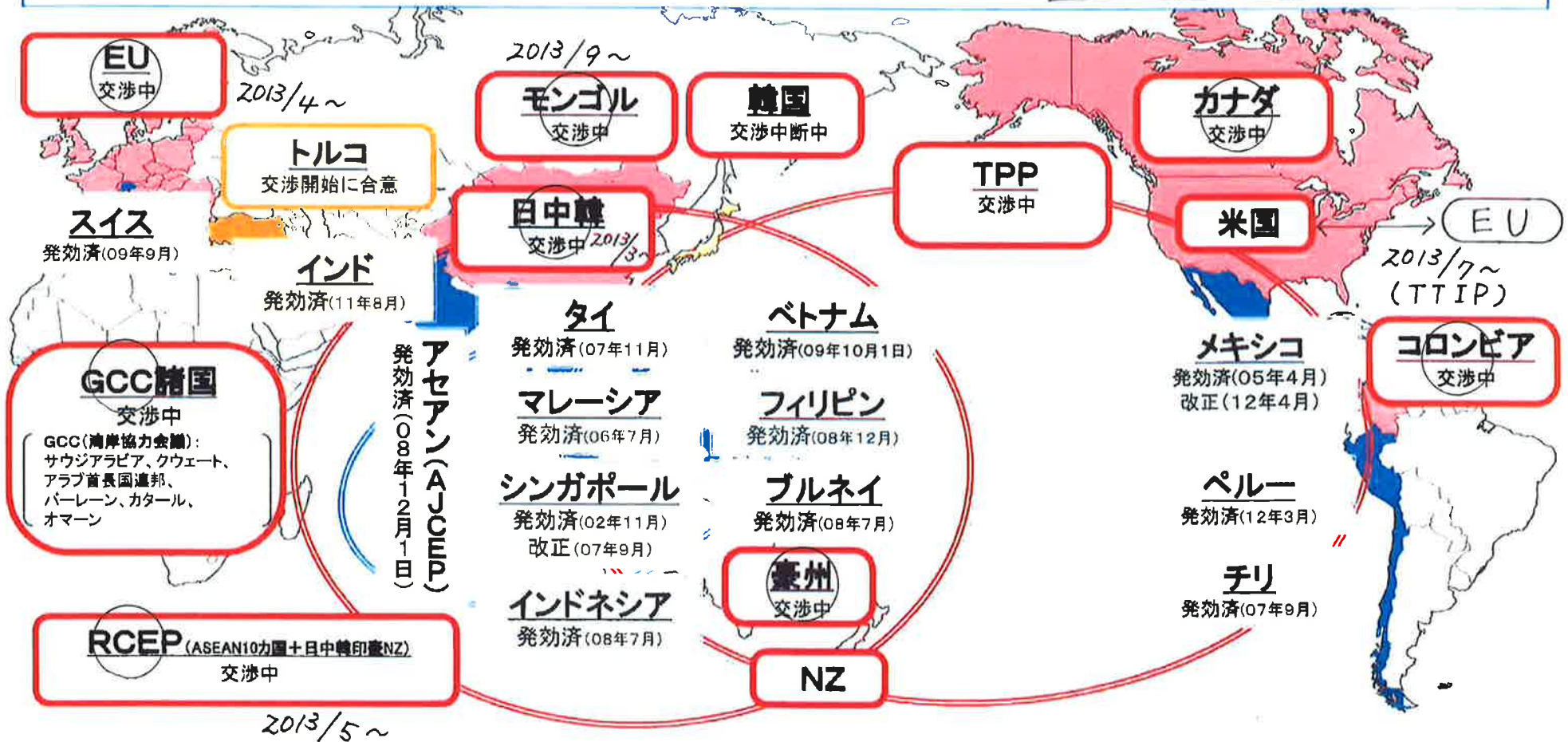
・「中山間地」—**飼料米・加工米・野菜などへの転作により農地を確保する**

[農林水産物輸出額 4,497 億円（2012年）うちコメ 7.26 億円] & 日本穀物自給率 27%

我が国のEPA取組状況 (2014年1月)

- 発効済 (12ヶ国1地域) : シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー
- 交渉中 (5ヶ国5地域) : TPP、豪州、GCC (湾岸協力会議)、韓国、モンゴル、カナダ、コロンビア、日中韓、EU、RCEP (中断中)
- 交渉開始に合意 (1ヶ国) : トルコ

※ 日本TPP参加表明 = 2013年3月



[減反政策] (1970年～) ⇒ **耕作放棄地の拡大** (平成22年の耕作放棄地率 8.6%) **食料自給率低下 & 生産性向上 (単収増収努力) 阻害**

- ・ 全国の耕作放棄地は埼玉県の面積 (約 38 万 ha) を上回る 40 万 ha、日本の農地全体 (460.9ha) の 1 割弱の規模にまで拡大
- 農地全体も過去 50 年間で 609 万^{ha}から 460 万^{ha}へと 150 万^{ha} (岩手県の面積に相当) も減少
- ⇒ 農業産出額の減少—米の産出額 1994 年/3.8 兆円から 2010 年/1.5 兆円と 2.3 兆円減少。農業総産出額減少の約 70%に相当。
- 【工場用地や宅地、道路などへの転用が 56%—耕作放棄地が 44%】
- 秋田県の耕作放棄地も平成 22 年には 7,411ha となり、平成 7 年比で 2.86 倍の面積に (農地全体の 6%)

[減反政策の背景]

- ① 日本人の食生活の変化によるコメ消費の減少
- ② 旧食管制度のもとで農家からコメを高く買い取り、消費者に安く売ることによって食管赤字が膨らんだこと
 - 食管制度そのものも、国を通さないコメが規制緩和で増えたため、1995 年に廃止。
 - それでも減反政策はコメ政策の根幹—2010 年 民主党は減反に加わった農家に補助金を出す「個別所得補償制度」を導入。
 - 2012 年 12 月に政権についた自民党も引き継いだ。

◀ **そもそも減反で米価の下支えを狙ったはずなのに、この 20 年間で米価は 3 割超下がった** ▶ この矛盾!!

⇒ さらに減反廃止で「もう 2~3 割はすぐに下がる可能性がある」(大手コメ卸—2013.12.6 日経新聞)

[OECD (経済協力開発機構) の提言] (平成 21 年) — **「日本農業政策」の審査報告書** 「日本の農業は零細規模、担い手の高齢化などの構造的な弱点があり、現状の生産調整策は持続可能でない。縮小か廃止すべきである。2006 年の数値をもとに 5~7 年後の状況を試算した結果、**生産調整を廃止した場合、生産量は 3% 増加、米価は 4.7% 低下し、消費者の効用は約 950 億円増加する。**

※なぜ貴重な提言に耳を貸さないのか⇒今般の「減反廃止」につながった?

経営所得安定対策 (旧戸別所得補償制度) 交付金予算規模 [単位: 億円]					計
年 度	畑作	水田			2013 年度
	畑作物の所得	米の所得補償	水田活用の所得補償	米価変動補填	
2011 年度	2, 1 2 3	1, 9 2 9	2, 2 8 4	—	7, 3 3 6 億円
2012 年度	2, 1 2 3	2, 9 2 9	2, 2 8 4	2 9 4	7, 6 3 0 億円

[2011年(平成23年)消費支出—家計調査(2人以上世帯。農林漁家除く。)]

コメ 27,780円(前年比△4.2%) ⇔ パン 28,368円(前年比+0.2%) ※**米を買う代金がパンを買う代金に初めて逆転**された!!

[国民1人当り年間コメ消費量] ピーク1962(昭和37)年度118.3kg⇒2011(平成23)年度/58kg **まさに半減!!**

[国産米の生産量] 昭和38年産/1341万トン⇒2012年/857万トン

[秋田県内総生産および国内総生産に占める農業の構成比] (平成22年・23年—速報値)

	秋田県内総生産(名目)				国内総生産(名目)			
	実額(億円)		構成比(%)		実額(億円)		構成比(%)	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年	23年	22年	23年
第1次産業	979	1,119	2.8	3.2	55,564		1.2	
㊦農業	864	1,003	2.4	2.8	46,645		1.0	
第2次産業	6,740	6,454	19.1	18.3	1,203,048		25.0	
㊦製造業	4,481	4,463	12.7	12.7	933,622		19.4	
第3次産業ほか	27,614	27,719	78.2	78.6	3,559,120		73.8	
総生産計	35,333	35,292	100.0	100.0	4,817,732		100.0	

⇒2011年9月 前原誠司外務大臣(当時)の発言 「日本のGDPに占める第1次産業の占める割合は1.5%だ。1.5%を守るために、98.5%のかなりの部分が犠牲になっているのではないか。犠牲にすべきでない。」

《海外から安い農産物が入ってきてても対応できるように、国内の農業を鍛え直す(改革・強化する)絶好の(最後の)好機》

※経団連・米倉会長「農業支援には経済界も協力を惜しまない」(2012.11.28日経新聞)

⇒2013.10.29 「経団連とJA初提携」農業の競争力強化で共同で作業部会設置—企業の農業参入や農産物の輸出促進などの具体策を検討

⇒2013.11.11 初会合—JA全中万歳章会長「経済界との連携を待ち望んでいた。われわれは待ったなしの状況に置かれている」と強調

【コメ政策見直しの工程表】**〔減反5年後（2018年）の廃止〕決定（政府・与党）。2014年度から補助減額。—50年ぶりの農政の大転換!!**

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
生産調整（減反）						廃止 国が示す需給見通しを参考に農家が生産量を決定
減反補助金	10a15千円	7500円に 半減				廃止
変動補助金		廃止				（約96万件の農家が対象。農家の負担ゼロで米価下落分を補填）
転作補助金	飼料米・麦・大豆などに8万円	拡充				飼料米・米粉用米は収穫量に応じて上限は10.5万円、下限は5.5万円 ※標準単収530kg/10a（8万円助成）
日本型直接支払い	（類似の仕組みとして「農地・水保全管理支払」あり。10a当たり4400円支給）	創設 —「農地維持支払」と「資源向上支払」の2種類の交付金で農地を保全 「農地維持支払」（10a当たり） —農地や水路の保全を目的 ・水田：3000円 ・畑：2000円 ・草地：250円 「資源向上支払」（10a当たり） —農村の景観や環境の保全を目的 ・水田：2400円 ・畑：1440円 ・草地：240円				

《農地提供者に30～70万円》 「農地中間管理機構」に農地を提供する「出し手」への支援策—“経営転換協力金”

貸出面積	0.5畝以下：30万円	0.5畝超～2畝以下：50万円	2畝超：70万円
------	-------------	-----------------	----------

& “地域集積協力金”—積極的に農地を貸し出す集落などの地域に、全農地に占める貸出面積の割合に応じて交付

機構に貸す割合	2割超～5割以下：10㍍当たり20千円	5割超～8割以下：10㍍当たり28千円	8割超：10㍍当たり36千円
---------	---------------------	---------------------	----------------

- 【問題点】
- ・逆に大規模経営を直撃—100畝なら1500万円の減収⇔1㍍規模の平均的兼業農家は15万円の減収
 - ・飼料米への転用—①専用の種モミが手に入るか②飼料にする加工設備が足りるか③そもそもニーズがあるのか

[日本の食糧（穀物）生産量・輸入量]

＜生産量＞ コメ 800 万トン+小麦 80 万トン+その他 120 万トン＝**1000万トン**⇔＜輸入量＞ **3000万トン**

（英—人口・面積は日本の半分：生産量 3000 万トン、独—人口・面積は日本の 9 割：生産量 5500 万トン、中国：生産量 5 億 7000 万トン）

コメを中心に過剰だと言われて 40 年以上生産調整⇔3000 万トンの輸入については不足とは思われていない

※**安閑としてられない日本の輸入**—世界的に生産は増えているが、それを上回るペースで消費が増えている。

—今までは、安い価格で、良質の食糧を、いくらでも調達できる、という「三つの安定」が保障された恵まれた状況

・安い一円安で上がってくる可能性が高い

・良質（安全・安心）—面倒くさい対応してくれなくなっている（**これまで購買力があつたが輸出先が日本だけでなくきたため**）

※**「現実的でないコメ 300 万トン輸入」**（株）資源・食糧問題研究所代表柴田明夫氏）

理由①ジャポニカ米の輸出可能はせいぜい数万トン②世界のコメの輸出は全部で 3000 万トン、日本がそのうち 1 割輸入は顰蹙を買い

[農協等の推移] 「**現在農協がやっていないのは、パチンコと風俗業だけ**」 「**6 次産業化への取組は**」 （単位：組合、千人、兆円）

	平成 19 年度 (2007)	20 年度 (2008)	21 年度 (2009)	22 年度 (2010)	23 年度 (2011)
組合数	818	770	741	725	723
組合員数	9,433	9,494	9,579	9,694	9,834
正組合員	4,888	4,828	4,775	4,720	4,669
准組合員	4,544	4,666	4,804	4,974	5,165
販売事業取扱高	4.3	4.4	4.2	4.2	4.2
生産資材購買事業 //	2.3	2.4	2.1	2.0	2.1
【職員数】(千人)	226.0	224.0	223.3	220.8	215.8
うち秋田県(人)	4,302	4,178	4,180	4,167	4,049

資料：平成 25 年版「食料・農業・農村白書」：職員数は「総合農協統計表」より（参考）2013.7.1 現在組合数—703 組合（JA 全中 HP より）

秋田県 総農家数 59,971 戸 うち販売農家数 47,298 戸（78.9%）、自給的農家 12,673 戸（21.1%）※**総農家数/農協職員数=14.8 戸**

[全農] 職員数は約 8,500 人。2013/3 期売上高は 4 兆 8,250 億円。連結売上高は 6 兆 2,144 億円。JAグループがコメの全国流通量の 4 割強。

※「農業協同組合法第1条」＝“農業生産力の増進”⇔JAから農地転用を厳しく規制すべきという主張が行われることはない。

＝今や農地資源を守れといっているのは農業団体でなく、経済団体（農地転用で郊外に大型店舗が出店し商店街が「シャッター通り化」
という被害を被っている商工会議所）である。⇔農家に“所得補償”は支払われるが、商店主に“所得補償”が支払われることはない。

[コメ作の労働時間（10アール当たり）] 1951年／201時間⇒2010年／26時間（農水省「農業経営統計調査」）

⇒ [1ha規模の農家 1951年／年間 251日働いていた（1日8時間労働）⇒2010年／年間 33日しか働いていない。] —これで産業か？

2013.8.8付「日経新聞社説（抜粋）」“農家のための農協という原点は忘れるな”

山形県の5つの農協がコメの販売手数料でカルテルを結んでいた疑いが強まったとして、公正取引委員会が独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で調査に入った。～カルテルが疑われている販売手数料は、農家が出荷したコメを販売するとき、農協が農家から取る。ところが、コメの消費量の減少や長期的な価格下落で農協の取扱額は減少している。全農の米穀事業取扱高は7282億円と5年間で2割強減少した。そのため、農協組織は手数料について、定率から定額制への切り替えを進めている。定率のままでは、取扱量を維持しても農産物価格が下落すれば事業収入が落ち込んでしまうからだ。農家の負担増につながる可能性が高い定額制への切り替え自体に疑問がある。～自らの利益を優先する体質が払拭できないとすれば、農協組織は農家の生産コスト削減努力と農業競争力を強める成長戦略の障害となる。（略）

[定率＝2.7%。ex. 15,000円/60kg×2.7%＝405円] ⇒ [定額 405円・410円]

※「政府規制改革会議」の検討事項に“農協のあり方の見直し” & “農業委員会の機能と組織の見直し”（2014年6月に答申をまとめる）

⇒政府「農林水産業・地域の活力創造本部（本部長＝安倍首相）2014年6月まで改革案をまとめる（2013.12.4日経新聞）

「企業の農業参入規制」緩和—株式会社が農地を取得できる農業生産法人の資格を得るための要件を“非上場”限定から緩和

「農業委員会の役割」の見直し—委員に外部人材の活用で透明性を高める

「農業団体」の組織改革—公認会計士の監査義務づけや農家への補助金を農協を通して支給する仕組みの見直し

※「農地中間管理機構」活用による今後10年間でコメの生産コストを4割減らす方針は既に固めている。

[2014.1.13 さきがけ新聞]「農協改革、月内に着手」

金融から本業回帰促す!!（6月にも改定する）政府の成長戦略の柱に据えたい考え

⇔JAも自己改革案を4月にもまとめる—政府関係者は「遅すぎる」と指摘

[世界の自由貿易体制・協定の歴史]

1929年	世界恐慌
1930年代	各国で通貨安競争や関税上げが相次ぐ＝ブロック化や保護主義⇒第2次世界大戦が始まる（1939～45年）
1947年	関税および貿易に関する一般協定（GATT） 調印—翌48年にジュネーブで初の交渉（23か国でスタート） ＝貿易交渉の多国間主義 ※ 保護主義の台頭が世界大戦の一因となったことへの反省 [GATT] General Agreement on Tariffs and Trade
1973～79年	GATT “東京ラウンド”（第7回交渉）102か国 開始直後にオイルショック発生、世界経済大混乱で交渉難航
1986～94年	GATT “ウルグアイ・ラウンド”（第8回交渉）125か国 農業分野交渉難航—日・米・欧州が対立。WTO設立決定
1991年4月	日米 “牛肉・オレンジ輸入自由化” スタート（輸入枠撤廃、関税化）※交渉決着は1988年
1992～94年	ASEAN自由貿易地域、欧州連合（EU）、北米自由貿易協定（NAFTA）が発効または発足＝ 多国間主義にきしみ
1995年	世界貿易機構（WTO） 設立（128か国） ※GATTの精神を受け継ぎGATTを発展的に解消し設立 [WTO] World Trade Organization
2001年	WTO “ドーハ・ラウンド” 開始 ※「各国がどこまで関税を下げるか」が最大のテーマ ※農作物分野の交渉 自由貿易を推進する輸出国グループと助成金を多用するEUや日本の国内保護重視のグループ、特別な保護を要求する発展途上国の鼎立状態により議論が膠着。その他の様々な分野でも 先進国と発展途上国の対立 が生じ、2006年7月に交渉の一部凍結が発表。2008年7月には農業・鉱工業分野での交渉が決裂。
2006年 5月	TPP（原加盟国4か国—シンガポール・ブルネイ・チリ・ニュージーランド） で発効
2008年	“リーマンショック”による世界不況 [アメリカ（ブッシュ政権）がTPP交渉参加を表明]
2010年10月	菅（当時）首相が所信表明演説で「TPP参加検討」を表明
2011年11月	野田（当時）首相が「TPPの交渉参加に向けて関係国との協議に入る」ことを表明 ⇒カタール・オマーンも交渉参加表明
12月	WTO “ドーハ・ラウンド” 停止（一括合意断念） ⇒2013.12.7「部分合意」（バリ合意）①通関業務の簡素化など貿易円滑化②農業補助金の特例措置③途上国の開発支援

[経済連携協定 (GATTからTPPまで)] ※TPP (Trans-Pacific Partnership)

国際協定 (多国間)	二国 (地域) 間	広域連携 (多国間)
<p>GATT 関税および貿易に関する一般協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1948年に発足した「自由貿易の促進を目的とした国際協定」(1930年代の世界恐慌とそれに伴う保護貿易主義の台頭が第二次世界大戦の一因となったとの反省を踏まえ、円滑な国際貿易を実現させるため) <p>WTO 世界貿易機関</p> <p><u>159 国/地域が加盟</u>(加盟申請中 24 国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GATTが協定に留まったのに対してWTOは機関であることが根本的な違い。 ・基本原則は、①自由(関税の低減、数量制限の原則禁止、②無差別(最恵国待遇内国民待遇)、③多角的通商体制の3つ <p>新多角的貿易交渉(ドーハ・ラウンド)は、先進国と新興国と鉱工業製品や農産品関税削減を巡り交渉が難航。2011年12月「近い将来の一括妥結を断念」の議長声明を採択。</p> <p>※ <u>TPPが18年間の交渉のすえ2011年参加承認・2013年8月加盟</u></p> <p>⇒ <u>《WTO加盟国・地域で世界貿易の98%をカバー》</u></p>	<p>FTA (自由貿易協定) 関税に特化</p> <p>EPA (経済連携協定) 関税以外の貿易障壁を含む広い内容</p> <hr/> <p>[中国] FTA(EPA含む。)発効・署名済み締結国]</p> <p>10 国・地域</p> <p>《中国・台湾間》</p> <p>ECFA (海峡兩岸経済協力枠組協議—中台経済協力枠組協定)</p> <p>2011年1月～関税引下げ825品目</p> <hr/> <p>[韓国] FTA発効・署名済み締結国]</p> <p>9 国・地域</p> <p>— 中国・シンガポール・EFTA・ペルー・インド・ASEAN・アメリカ・EU・トルコ</p> <hr/> <p>[日本] FTA発効・署名済み締結国]</p> <p>13 国・地域</p> <p>— シンガポール・メキシコ・マレーシア・中国・タイ・インドネシア・ブルネイ・ASEAN・フィリピン・スイス・ベトナム・インド・ペルー</p> <p>— TPP11 か国中、シンガポール・ブルネイ・中国・ペルー・ベトナム・マレーシア・メキシコの7 国とはEPA締結済み。オーストラリアとは交渉中。</p>	<p>EU (欧州連合) — 27 国</p> <p>NAFTA (北米自由貿易協定) — アメリカ・カナダ・メキシコ</p> <p>EFTA (欧州貿易自由連合)</p> <p>GCC (湾岸協力会議)</p> <p>メルコスル (南米南部共同市場)</p> <p>太平洋同盟</p> <p>AFTA (ASEAN—東南アジア諸国連合—自由貿易地域) — インドネシア・フィリピン・ベトナム・タイ・ミャンマー・マレーシア・カンボジア・ラオス・シンガポール・ブルネイ—1992年合意⇒2015年に完全統合に</p> <p>※ASEANは1967年創設</p> <p>TPP (環太平洋経済連携協定) 12 国</p> <hr/> <p>アールセップ</p> <p>RCEP (ASEAN+日・中・韓・豪・印・NZ)</p> <hr/> <p>⇒ エフタープ (アジア太平洋自由貿易圏)</p> <p>APEC (アジア太平洋経済協力) 加盟国全域で自由貿易圏を構築する構想 (1994年ボゴール会合で最終目標として決定) — 25の国・地域で構成【TPP+AFTA+RCEP】</p>

[並走する広域FTA構想] —世界経済に占める位置付け (2010年計数) (単位: %)								
	全 体	FTA AP (APEC加盟21か国・地域)				最終ゴール!!		参考: EU
		ASEAN+3		ASEAN+6 (RCEP)	TPP			
		日中韓	ASEAN					
世界人口に占める構成比	68.1億人	40.1	31.0	22.3	8.7	49.2	7.4	7.3
世界経済に占める構成比	62.9兆ドル	56.1	22.6	19.6	2.9	27.2	27.0(注)	25.9
域内貿易比率	—	66.9%	39.6	22.4	25.6	45.0	12.8	65.0
日本との貿易額 (往復)	1兆4643億ドル	71.7	41.5	26.9	14.6	47.0	24.6(注)	10.5
日本からの直接投資額	8305億ドル	61.4	20.7	9.8	10.9	27.4	40.8	21.9

(注) 1 [ASEAN] インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、ラオス

2 「ASEAN+3」 ASEAN、日本、中国、韓国 [ASEAN+6] ASEAN、日本、中国、韓国、豪州、NZ、インド

3 TPP交渉参加国の世界全体の名目GDPに占める構成比 2010年時点 27.0%→2012年 38.4% (ジェットロ調べ)

4 日本の貿易額に占めるTPP交渉参加国との割合 2010年時点 24.6%→2012年 27.5% (ジェットロ調べ)

[日本の地域別貿易概況 (2012年)]

[単位: 億円、%] (出所: 財務省「貿易統計」)

	輸出		輸入			輸出		輸入	
	金額	シェア	金額	シェア		金額	シェア	金額	シェア
対中国	115,091 (△10.8%)	18.0 (△1.7P)	150,387 (+2.7%)	21.3 (△0.2P)	対米国	111,883 (+11.7%)	17.6 (+2.2P)	60,820 (+2.5%)	8.6 (△1.1P)
対韓国	49,112 (△6.8%)	7.7 (△0.3P)	32,337 (+2.0%)	4.6 (△0.1P)	対EU	65,006 (△14.7%)	10.2 (△1.4P)	66,418 (+3.6%)	9.4 (0.0P)
対中東	22,618 (+15.7%)	3.5 (+0.5P)	135,422 (+5.5%)	19.2 (+0.4P)	世界計	637,475 (△2.7%)	100.0	706,886 (+3.8%)	100.0

[日本の輸出総額に占める中国向けのシェアとランキング] 1990年⑫2.1%→1995年⑥5.0%→2000年④6.3%→2005年②13.4%→2010年①19.4%→2011年①19.7%→2012年①18.0%→2013年②18.1% (速報ベース。米国が1位 18.5%) (財務省貿易統計・ジェットロ資料)

[TPP以外の経済連携協定の動向] ※日本のTPP参加表明 2013年3月⇒他の主要な経済連携交渉が呼び水となり、一斉に動き出した!!

1 [日中韓FTA] (産学官による) 共同研究 2010年5月~2011年12月 (報告書まとめ)

・ 2013年3月—第1回交渉会合⇒2013年8月—第2回交渉会合

日本が中韓に「10年以内に自由化率を90%以上にする」との目標を提案

⇒中韓「今の時点で具体的数値に言及すべきでない」と反発。中国は「農産品と工業品で別々の目標を立てる」と明言。

※貿易相手国として、韓国にとって中国1位、日本2位。中国にとって日本2位、韓国3位。日本にとって中国1位、韓国3位

【3か国の主な重要品目・関税率】

[中国] 乗用車 25% テレビ 30% [韓国] 食用大豆 487% オレンジ 50% [日本] コメ 778% 牛肉 38.5%

※韓国—米・EU・中国の世界三大市場とFTA締結へ

・ 韓国にとって中国は最大の貿易相手国 (2012年輸出総額の24.5%)、対中FTAを優先したい考え

—ジェットロ試算 (2012.5.2日経) 中韓FTAによって韓国製品が中国国内で他国製品に取って代わる金額は約173億ドル。このうち3割、53億ドル (4,240億円) が日本製品

⇒中国は、市場としての魅力は韓国より日本の方が大きく日中韓FTAの早期実現が本音?

ただし、高度な通商ルールを目指すTPPのハードルは中国にとって高い (国有企業が中心で投資や金融の規制が多く、知的財産の保護も不十分) ⇒アジア覇権を狙う中国にとって韓国は自らの勢力圏内にあるべき存在

[2013.5.30 中国商務省 「TPP参加の可能性を検討する」と表明] — “中国包囲網” & “中国抜き貿易圏” に警戒感

[2013.8.14 日経新聞] 「中国はTPP交渉に対抗し、RCEP交渉を前進させることには強い意欲がある」 (経産省)

※韓国が予備交渉開始 (2013.12.5) & 豪州とのFTAが事実上妥結—2015年1月1日発効目指す & カナダとも年内合意できる可能性もかが、NZ、豪州が歓迎の意を表明した (韓国政府) ※韓国の交渉参加は日本の通商政策 (日韓FTA) を前進させていく機会

ただし、TPP交渉が膠着すれば、靖国問題もあり、中韓FTAが先行し、「日本外し」の傾向が強まると懸念する声も (2014.1.3日経)

- 2 **「日本・EU EPA** 2011年から「予備交渉」開始。2012年7月下旬、欧州委員会が加盟国に交渉開始を提案。
- ⇨フランス・ドイツは早期交渉開始に慎重
- ・2012.11.29 EUの貿易相理事会で日本との経済連携協定（EPA）の締結に向けた交渉開始を決定。⇒**2013年4月交渉開始**
ただし、交渉開始から1年後に日本政府の取組みを評価し、「貿易障壁の是正が不十分」と判断した場合は、交渉を打ち切る方針。
 - ・日本の対EU輸入のうち関税のかかる貿易額の割合は3割。一方、対EU輸出では関税がかかる割合は6割を越す。
 - 自動車は10%、テレビは14%の関税がかかる⇨韓国は昨年（2011年）FTA発効済みでこの関税が段階的（5年以内）に撤廃
=2012年、韓国・EU間FTA発効後、韓国車のEU輸出は2倍に急増⇒日本車はシェア低下が続いている。（2013.11.21）
- [2013.10.18] EUが自動車部品の関税（3~4.5%）を直ちに撤廃する案を提示⇨日本がチーズ・ワインの輸入関税撤廃が条件
- 日本メーカーはEUに年5000億円の自動車部品を輸出
- [2013.11.20 EUデフット欧州委員（通商担当）]「来年（2014年）4月の交渉レビューは非常に厳しい関門になる」
- 交渉開始前に日本市場開放に関する2つの工程表で合意していたことを明らかに。
 - ①36項目の非関税障壁の改善—大手鉄道メーカーである仏アルストム、独シーメンスの圧力があると見られる。
 - ②鉄道分野の市場開放「WYOの“安全条項”を利用して、安全性を口実に欧州製品を排除する可能性がある。」
 - 「あらゆる加工食品や飲料に関心がある。」—乳製品（バターやチーズなど）のほか、ハム、酒類、パスタ、チョコレートなどを例示=欧州企業が得意とする製品&日本の課税品目
- ※**EUが一貫して強硬な態度**を採るのは、日本が求め、EUが渋々応じる形でEPA交渉が始まったため
- EUは**「自動車関税」という“人質”**を手中に残していることが（理不尽とも映る）強気の背景
- [2014.1.27 第4回会合] —日本のワインやEUの自動車の関税削減や日本の鉄道分野を重点的に議論したい考え
- ⇒ **「米欧FTA交渉」=米・EU環大西洋貿易投資協定（TTIP）=世界—グローバルなルールを目指す!!**
- 第1回会合 **2013年7月8~12日**開催 世界のGDPの半分、世界の貿易額の3割を占める
- ※ **「EUは対米交渉を優先」**しており、対日交渉への盛り上がりはいまひとつ」（日本外務省幹部—2014.1.3日経新聞）
- ・2013.10.18 **EUとカナダ**がFTA締結で基本合意—EUにとってG8とのFTAは初めて。関税撤廃99%超で合意。

3 **オールセツプ RCEP** (地域包括的経済連携=「ASEAN+」=国の数を限定しない形の枠組み) ※2011年11月 ASEANが創設を提唱

【RCEPの組合せパターン】②のパターンで進められることに⇔中国は当初自らのプレゼンスが高い①のパターンを主張

※**米国がTPP交渉を本格化させたことで、(インドが入るのを嫌っていた)中国が危機感を覚え態度軟化させ②のパターンを受入れ**

- ①ASEAN+3(日中韓)—E A F T A=東アジア自由貿易協定
- ②ASEAN+6(日中韓+豪・ニュージーランド・インド)—RCEP=東アジア包括的経済連携構想
- ③ ASEAN+8(日・中・韓・豪・ニュージーランド・インド+米・ロシア)

—**2013年5月** 初回会合—関税交渉進まず。

<日本・ASEAN>「全参加国で共通の関税率にすべき」⇔<中韓インド>「相手次第で別々の内容にする」

⇒7月臨時会合 韓国とインドは共通関税率の採用に前向きに転じたが、中国だけは反対の構えを崩さず

※ASEANと各国が締結しているFTAを基準にした連携協定のため、農業分野の関税撤廃やサービス分野での外資規制撤廃などは棚上げになる可能性がある。—8月19日 初の関係閣僚会議を開催①**2015年末の交渉妥結という目標**を改めて確認

②2014年8月まで「貿易の自由化ルール」を決めることで合意。共通の「関税表」もつくり、次回9月会合から関税交渉開始で一致。

中国が交渉を進めるために理解を示した。自由化(関税撤廃)率は「90%を超えるのは間違いない」(外務省)

《アジア経済圏の先導役・ルールメーカー争い!! 成長が続くアジアの市場を取り巻く主導権争い!!》

《日本はまだ世界第3位のGDPを誇る。⇒自分の陣営に入って欲しい、相手の陣営に入られたら困る存在=“まだ花嫁候補”》

[TPP交渉参加11か国と日本のGDP] (2011年名目GDP)

米国**57%**(15.08兆ドル)+日本**22%**(5.87兆ドル)=79%
その他交渉参加国計**21%**(カナダ6%、豪州6%、メキシコ4%等)

・「TPPに日本が参加しなければ米国は大きなダメージを受け、TPP全体の成功もおぼつかなくなる。」

・「TPPは米国にとってアジア戦略の重要なポイントだけに、日本の不参加が一番困るのは米国」

[2013.8.24日経新聞] 新興国からは「米主導の交渉に日本がくぎを刺して」の期待も膨らむ。

[日米の事前協議での論点]

- ・ 2012年5月1日「日米首脳会談」でオバマ大統領が自動車など3分野を自ら念押しし、日本の市場開放を注視すると表明
- ・ **自動車** 《米国》日本市場での輸入車のシェアの低さなどを問題視。「日本市場における外国車のシェアは6%。一方、米国の外国車のシェアは40%。疑いもなく、米市場はオープンだ。」(2013.8.19 米通商代表部フロマン代表)
《日本》関税撤廃の早期化&日本の安全基準の確保
※日本市場はすでに十分開放的との立場(日本は輸入車への関税は1978年以降ゼロ。米国は輸入乗用車に対して2.5%、トラックには25%の関税)⇒**欧州メーカーも“開放的”との評価、米国メーカーの努力が不足と見ている。**
※**米国では自動車業界が日本のTPP参加に反対“天地がひっくり返っても反対”**
⇒2013.7.2 公聴会 米国自動車政策会議(米自動車大手3社で構成) ブラント会長
「主要国で日本は最も閉鎖された自動車市場。多くの非関税障壁で外国車を閉め出している。」※1980年代の「日米自動車摩擦」の時から変わらない要求
—2013.8.7 日米間並行協議 米国は日本に自動車の安全・性能基準の見直しを迫る⇨日本は難色
【米国】騒音規制・衝突安全や燃費の試験・エアバックの仕様統一など米国方式を採用するよう要求
- ・ **牛肉** 《米国》米国産牛肉の輸入規制(BSE発生に伴い2003年12月に輸入禁止→2005年12月「月齢20カ月以下の牛肉」に限定し、輸入再開)の緩和(例:30カ月以下)⇨《日本》輸入規制を緩和する方向で検討中
※2012年11月 厚労省の審議会「30カ月以下」に規制緩和する方針を了承—年明けにも緩和⇒2013年2月「30カ月以下」に緩和⇒**牛肉問題が決着したことで、日本の参加に向けた米国の関心は「自動車」と「保険」の2つに絞られる。**
- ・ **保険** 《米国》日本郵政のかんぽ生命と米国企業との対等な競争環境の整備(日本郵政が民間企業より優位な立場で販売との主張)
《日本》国内の郵政民営化の見直し議論が難航。対外交渉難しい。
2013年7月 米・アフラックと日本郵政は「がん保険」で提携を強めることを発表 《TPP交渉への手土産》
→日本側には「保険は大きくもめない」と楽観論が広がった⇨**2013/8 事前協議 “米国が最も関心を示したのが保険分野”**
—米国は日本郵政のかんぽ保険が「公平な競争条件を阻害している」と強く主張。「1社と1商品だけの提携では懸念は消えない」とさらなる市場開放を迫った。⇒**2013年11月下旬の第4回会合で事実上決着に。⇒残るは「自動車分野」に**

《米国の事情》 「**年内（2013 年内）妥結がオバマ大統領の最優先事項**」（米通商代表部フロマン代表）

←2014 年秋の中間選挙を控え、TPP交渉の妥結を対外的な経済戦略の成果としてアピールする構え
&春に議会への交渉結果報告が必要＝「年内妥結に前のめり」（2013. 8. 23 日経新聞）

[2013. 8. 21 日経新聞] 「国有企業の優遇措置廃止へ」－廃止まで3～5年の猶予期間。新興国に公平な競争促す。

[“ ” 秋田さきがけ新聞] 米、「衣料品—原産地規則—緩和」で譲歩—国内産業保護から一転。年内妥結へ本腰。

⇒2013. 10. 8の「首脳会議」で「**難航3分野**」—“知的財産権”・“環境”・“競争政策”—で妥結点を見出し、声明で“大筋合意”を表明。“年内妥結”につなげる狙いであった。

⇨**米・財政問題でオバマ大統領が首脳会議を欠席**—米主導の自由化に不満を強めていた新興国が態度を一気に硬化

⇒首脳声明に“大筋合意”盛り込めず—“年内妥結”は困難に **米にとって大誤算—シナリオに狂い**

＜今後の日程＞①10～12月 知的財産権など難航分野を中心に、中間会合や主席交渉官会合

②12月中 TPP閣僚会合で“年内妥結”か

③2014年3月 米議会対策上の交渉期限—4月以降は選挙モード一色に

④2014年11月 **米中間選挙**（上院で3分の1—33議席、下院では全435議席が改選される）

【米・債務上限問題】

米国（連邦政府）では借金のために発行できる国債の総額（債務上限）が法律で決まっている。債務総額は2013年5月中旬に法定の約16兆7000億ドル（約1620兆円）にほぼ到達した。米財務省は特例（やりくり）で資金繰りを続けているが、10月17日までに議会が上限を引き上げなければ米国債の元利払いができなくなり、史上初の債務不履行（デフォルト）となるもの。米財務省も「**2008年の金融危機以上の危機と経済不況を招く可能性**がある」と警告している（2013. 10. 9 日経新聞）。与党・民主党と野党・共和党の財政再建の手法や理念を巡る溝は大きいことにより、上院と下院でねじれ状態にある議会の承認にいたっていないもの。

⇒10月1日～政府機関の一部閉鎖⇒12月10日「2年間の予算の大枠で合意」「歳出の強制削減を2年間で約600億ドル緩和」等

⇨「**債務上限（現在約17兆ドル）問題は本年2月7日に再び到来—8日以降は緊急措置でしのぐが、3月上旬には資金ショートにも**

※2011年の“財政の崖”問題や「2014年度会計年度（13年10月～14年9月）の暫定予算」不成立（＝政府機関の一部閉鎖）も同様の理由によるもの。予算編成で米議会は上・下院両院が対等。（**米国の戦後68年間で議会がねじれていなかったのは27年間だけ**）

【貿易促進権限（TPA）】年内（2013年）合意、米議会が壁

※貿易促進権限（TPA）—議会への事前通告等の条件を課す代わりに、大統領が署名した通商協定について、個別内容の修正を求めずに一括承認するか不承認とするか採決させる権限を大統領に委任すること。迅速な妥結、批准を可能にするためのもので、“早期一括採決方式”“ファストトラック（追い越し車線）”とも呼ばれるもの。

2007年夏のブッシュ政権時に失効したままになっている。オバマ大統領にも（TPPの「強すぎる権限」への警戒があり）認めず、メンバー国が疑心暗鬼を深めている。「TPAもないのにどうやって自国をまとめるのか」

—下院では与党・民主党の約4分の3に当たる議員が「議会を排除している」と反発

⇒ [2014.1.11日経新聞]「米議会の上下両院の超党派グループが貿易促進権限（TPA）法案を提出。早期妥結に道。審議は波乱含み。」

【TPP首脳声明（2013.10.8）骨子】—（米国が）当初想定していた“大筋合意”は明示されず!! “年内妥結”に向けたハードルは高く!!

○TPPは妥結に向かっている

○包括的でバランスのとれた協定を年内に妥結するため、残された困難な課題の解決に取り組むことで合意

○TPPは包括的で次世代のモデルとなる

○深く広範な貿易と投資の自由化で様々な人々が最大限の利益を確保

○TPPはアジア太平洋自由貿易圏を構築するというAPECの目標への有望な道筋

（注）アジア太平洋自由貿易圏—^{エフ}_タ^ア_{ア^フ_{フ F T A A P}}

APEC（アジア太平洋経済協力）加盟国全域で自由貿易圏を構築する構想（1994年ボゴール会合で最終目標として決定しているもの）【TPP+AFTA（ASEAN）+RCEP】—25の国・地域で構成

【2国間経済協定、交渉遅れ 2013.11.2朝日新聞】TPP優先で人手不足!!（TPP交渉官約120人のうち約90人は他の交渉と掛け持ち）

日中韓FTA	2013年11月下旬に第3回会合	日モンゴルEPA	TPP交渉参加後は会合なし
日EU・EPA	次回会合は2014年1月	日カナダEPA	2013年11月12日から第4回会合
RCEP（注）	次回会合は2014年1月	日コロンビアEPA	2013年年内妥結の目標を断念
日豪EPA	2013年7月でいったん交渉中断	（注）RCEP（アールセップ）—東アジア地域包括的経済連携	

[2013. 12. 7~10日 閣僚会合閉幕] “溝埋まらず袋小路に” 日本・重要5品目の扱いも持ち越し (2013. 12. 11 さきがけ新聞より)

“年内妥結”断念を正式に表明—2014年1月に閣僚会合で再協議することを明記した声明を発表

- 「交渉妥結に向けて実質的に進展した」「未解決なまま残った主要な課題の大半で、潜在的な『落としどころ』を確認した」
- (国有企業改革が焦点の)「競争政策」や「知的財産」など他の難航分野も対立軸を明確にするのが精いっぱい

《交渉がうまくいかなかった理由に「米国が柔軟性を発揮しなかった」ことを挙げる関係者は多い。年内妥結へ交渉加速の旗を振った米国の姿勢は新興国から「強引」と反発を招いていた》

《マレーシアの交渉関係者「米国は欲しがるものが多すぎる」》⇔《フロマン米通商部代表「低水準の協定を結ぶくらいなら、何も結ばない方がましだ」》

次期閣僚会合3月以降に先送りか (2014. 1. 9 さきがけ) ⇒1. 17「2月後半の閣僚会合開催を米国が打診」

—関税撤廃や知的財産などの難航分野で解決の糸口が見つからず、閣僚会合を開いても目立った進展が期待できないため

＝他の国は日米間協議の行方を見極めるスタンス 日本「車、撤廃時期明示を」vs米「農産品、すべて撤廃を」

1/25日米閣僚会合も「にらみあい続く」と「協力継続を確認」—日米協調体制が崩れるとTPP自体が瓦解しかねないとの危機感

※米との最終決戦はオバマ大統領が来日して安倍首相と会談予定の本年(2014年)4月?

中間選挙の論戦に入ると、夏には米政府や議会が開店休業状態になるため。＝際限なく長引くことに!!

[TPP 21の分野 (24部会)]

難航しているのは4分野—「関税」「知的財産」「国有企業」「環境基準」

分野・内容		【2013. 11. 24 主席交渉官会合終了時点の状況】
		◎年内合意のめど ○実質合意に近づく △進展 ×見通しつかず
1	物品市場アクセス (関税の撤廃や削減)	【×】
[TPP: 発効から10年以内に関税をほぼ100%撤廃することが原則。あらかじめ例外品目を設けた交渉は認められない。]		
2	原産地証明 (関税減免の対象となる製品の基準)	【△】
3	貿易円滑化 (税関手続きの簡素化) メリット: 手続きの簡素化で中小企業などの貿易促進	【◎】
4	衛生植物検疫 (輸入食品の安全確保など) 争点: 個別案件ごとの慎重な検討が難しくなる恐れ	【◎】

5	貿易の技術的障害 （製品の安全・環境規格が貿易の障害にならないようにする）	【◎】
6	貿易救済措置 （国内産業保護のため一時的な緊急措置—セーフガードなど輸入急増への措置）	【○】
7	政府調達 （公共事業発注のルール）	【△】
8	知的財産 （模倣品や海賊版の取締り対策、医薬品の特許） メリット：日本企業の知財保護が促進 争点：日本の法制度と整合性の取れない規定採用の恐れ ※著作権—米：「生存中および死後 70 年」⇔日本：「生存中および死後 50 年」 米「著作権大国」—映画・音楽・ソフトウェアなどの著作権収入 9000 億ドル（約 90 兆円） ・国外収入も 10 兆円超・デバイス二年間使用料収入 10 兆円⇒米・著作権法＝「ミッキーマウス（保護）法」と揶揄 ※日本：（特許を除く）著作権ビジネスで 6000 億円超の赤字—うち対米は約 3000 億円	【×】
9	競争政策 （カルテルなどの防止、国有企業の扱い） メリット：海外当局との協力促進	【×】
10	越境サービス貿易 （サービス貿易のルール） メリット：サービス業の海外進出拡大	【△】
11	商用関係者の移動 （ビジネスマンの入国・滞在のルール） メリット：出張者の入国手続き迅速化	【△】
12	金融サービス （国境を越える金融規制）	【△】
13	電気通信サービス （通信網利用などのルール） メリット：通信事業者の国際取引が容易に	【◎】
14	電子商取引 （インターネットを通じた電子商取引の環境・ルール整備） メリット：電子商取引の環境が整備される	【○】
15	投資 （内外投資家を差別しない。外国企業と投資先の政府の紛争解決—ISDS条項） メリット：海外投資環境の改善	【○】
16	環境 （貿易・投資促進のために環境基準を緩和しないこと） メリット：環境面で先進的な日本企業の競争力確保	【×】
17	労働 （貿易・投資促進のために労働基準を緩和しない。漁業補助金も扱う）	【○】
18	制度的事項 （協定運用について協議する「合同委員会」の設置） メリット：ビジネス環境の向上につながる	【○】
19	紛争解決 （参加国同士の争いを解決する手続き）	【○】
20	（技術や人材の） 協力 （協定の合意事項を実施する体制が不十分な国への支援） メリット：日本企業のビジネス環境整備	【◎】
21	分野横断的事項 （複数分野にまたがる規制・規則が通商の障害にならないよう定める規制）	【○】

[TPP 反対理由について]

※「医療」という分野はない！！ 【救急車がタダで来てくれるのは日本だけ⇒「国民皆保険制度」＝まさしく国益ではないか】

—「保険診療と自由診療の併用によって日本の“国民皆保険制度”が崩壊する」という懸念

⇒公的医療保険（混合診療を認めるかどうか）などの政府によるサービスはWTO・協定の対象外

⇒2013年1月に米国が日本に非公式に「混合診療の全面解禁を対象外とする」方針を伝達、2月事前協議で「要求していない」と否定

⇒2013.3.6 参議院本会議 安倍首相「(これまで得られた情報で) 公的医療保険制度の在り方は対象となっていない。」

※「“食品添加物”、“残留農薬”の基準が緩められる」という懸念⇒議論の対象となっていない。

2013.3.6 参議院本会議 安倍首相「個別の食品安全基準の緩和は議論されていない。」

※「遺伝子組み換え商品」の表示が緩められるとの懸念⇒食品の安全を確保する権利はWTO加盟国に（SPS）協定で認められている。

—SPS協定 食品の安全基準は国際基準であるコーデックス（国際食品規格の策定機関）が決定する。SPS協定は国内の状況（科学的に納得できる理由等）に合わせて国際基準よりも厳しい国内基準を設定することを許すもの。

《表示義務》米国—表示義務なし

日本・豪州・NZ—大豆：表示義務あり（5%以下は不要）豆腐：表示義務なし 醤油・大豆油：表示不要

EU—すべての農産物・加工品に表示義務あり

※「単純労働者」受け入れを求められるという懸念⇒米国が「要求していない」と否定

※「“ISDS条項”（投資家対国家の紛争解決制度）によって、外国企業（特にアメリカのグローバル企業）に訴えられ、規制を変更させられ、多額の賠償金を払わなければならない」という懸念⇒「過度に訴えるのは避ける」という条項入れることで合意

⇒日本は、既にタイや中国等と24の協定を締結済み。日本企業がタイ政府を訴えるのはよくて、(タイ等の) アメリカ企業が日本政府を訴えるのはダメ？既にタイ等に進出しているアメリカ企業は今でも日本政府を訴えるのは可能。

⇒よく引き合いに出されるカナダ・メキシコの例も両政府が外国企業に不利に法律等を事後に変更したものである。

カナダ政府に対して16件の提訴。うち勝ちが2件、負けが5件で、アメリカが勝っているわけではない。

⇒日本企業の投資を保護するために重要

《アメリカ怖い病》—過去の日米通商交渉がトラウマに

《「**TPP亡国論**」(2011年3月発刊 中野剛志・京都大助教著)という本が20万部突破(2012年4月)!!》+「**TPP黒い条約**」(2013年6月発刊) = TPP反対派のバイブルに⇒**意図的な誤解**を産んでいるという声も

⇒**日経ビジネス “TPP亡国論のウソ”**

⇒**「TPP反対が国を滅ぼす 農水省JA農協を解体せよ！」**(中川八洋・筑波大学名誉教授著)

※**何故日本だけが亡国となるのか、他の交渉参加国は何故TPPに参加しようとしているのか、他の国は亡国とならないのか。**

—ベトナムでさえ、高関税(自動車78%・液晶テレビ35%)を捨ててTPP交渉に参加している。

—NAFTA(北米自由貿易協定)でアメリカに痛めつけられたというカナダ、メキシコがなぜ参加したのか。

※**TPPのメリット(例・抜粋)**

・**外食** ファミリーレストランや牛丼チェーンなどで輸入食材の調達コストが下がる⇒関税撤廃で牛丼はいくらに

・**食品** 肉や小麦などの輸入原料が安く調達できる

・**酒類・飲料** 大麦や果汁などの輸入原料が安く調達できる

⇒**消費者(=家計)にとってはプラス**—この説明が徹底的に不足!!

[2013.10.21 日経新聞]

①**農業(重要5項目)保護で国民一人2.4万円負担**(日経センター調査) = “**隠れた負担**”の方が消費増税よりも重い。

低所得者ほど重荷—4人家族で(2.4×4=)9.6万円⇔消費増税負担(標準家庭年間消費支出286万円×3%=)8.2万円

②日本の農家“保護率”は55.9%で3位(OECD調べ。農業収入に占める関税や補助金といった保護策による収入の割合。

21の国・地域中、ノルウェー、スイスに次ぐ。) —関税など「貿易をゆがめる政策」が80%超。「政策を目的を絞った補助金に転換すべきだ」と訴えている。

⇒**輸入業者にとってもプラス**

⇒**問題は海外産品と競合する国内の生産者!!**

⇒**この生産者どう救済・助けてあげるかという問題**

[日本が輸入する品目の高関税率トップ5]

1位 コンニャクイモ 1706% 2位 米 778% 3位 落花生 737% 4位 タピオカでんぷん 553% 5位 小豆 403%

※**米の関税 (WTO協定税率) 1kgあたり 341円**⇒60kgでは(341円×60=) 20,460円 輸入価格の他にこれだけの税金がかかる!!

- ・ **輸入米の方が安くなることは絶対ないという設定**
- ・ GATTウルグエイ・ラウンド交渉で高い関税の残す代わりに設定された**ミニマムアクセス (MA—輸入機会枠) 米**を毎年77万トン輸入している。(ただし、義務付けられている訳ではない。⇒“約束”しているもの。)
 - 主食用に回るのは10万トン。日本人の口に合う短粒種はSBS(売買同時入札)方式で輸入。24年落札価格277千円/t ⇔国産米290千円
 - 国内の需給に影響を与えないよう、市場に出すMA米以上の国産米を海外援助用に輸出
 - 主に安い飼料・加工米に回している⇒年間350億円強の財政負担=高関税を守るため、国民の負担でコメを輸入

[その他関税率 (WTO協定により通常適用される税率—MFN (最恵国) 税率)]

- ・ **牛肉 38.5%** ・魚3.5% ・水産物4% ・酒3セント/ℓ ・トマト・にんじん・きゅうり・豆3% ・小麦252% ・大麦256%
- ・たまねぎ8.5% ・**冷凍野菜6~12%** ・乾燥野菜9~12.8% ・バナナ20~25% ・メロン6% ・リンゴ・ぶどう・さくらんぼ17%
- ・桃6% ・かんきつ類16~32% ・茶葉3~17% ・**バター360%** ・**砂糖328%** ・植木・盆栽類・球根0% ・切花及び花芽0%
- ・植物の葉、枝その他の部分(花及び花芽のいずれも有しないものに限る。)3% ・**飼料用大豆・とうもろこし0%** ・**木材0~数%**
- ・**電子機器1.7%** ・銅・亜鉛3% ・**石炭・石油(原油)・天然ガス・プロパン0%** ・衣料4.4~20%

[時計・光学機械・楽器・記録物・印刷物・美術品・化粧品・スポーツ用品・レジャー用品(釣り用具除く)は無税]

関税率が低い野菜(大半が3%、生産額はコメを上回る)の自給率(重量ベース)は79%、花き(関税率0%)は約90%、保護がなくても経営努力により強い競争力を持ち得ることを示している。りんご(関税率17%)は国内生産量78万7,000トン(2010年)に対し輸入量は344トンに過ぎず、輸出は台湾向けだけで3万4,000トンとなっている。

野菜、花、果物に低関税の鶏肉、鶏卵、雑穀などを合わせた生産額は4兆5,394億円(2009年)で農業生産額8兆5,362億円の53%に達し、**補助金もほとんどなく農家の経営努力により黒字化**している。 ※**コメも保護だけでよいのか**

※日本のこれまでの関税の撤廃率(自由化率)は85%前後⇔諸外国の自由化率95%前後(アメリカは96~97%) **ただし、100%ではない!!**

[農産品重要5項目(分野)と自由化率の関係]		※日本が過去に締結した経済連携協定で最高の自由化率是对フィリピンの88.4%	
品目	品目数	全9108品目に占める割合	関税を撤廃した場合の自由化率
コメ	58	0.6%	コメのみ 99.4%
麦	109	1.2%	コメ+麦 98.2%
乳製品	188	2.1%	コメ+麦+乳製品 96.1%
甘味資源作物(サトウキビなど)	131	1.5%	コメ+麦+乳製品+甘味作物 94.6%
牛肉・豚肉	100(51+49)	1.1%	コメ+麦+乳製品+甘味作物+牛肉・豚肉 93.5%
5分野合計	586	6.5%	93.5%
+その他関税撤廃したことの ない品目(343品目)	929	11.3%	これまで関税撤廃したことの ない品目(929品目) すべての関税を残した場合 89.7%

⇒ **コメ(もみ・玄米・精米・加工品等)を例外扱い(関税を残す)とすると、 $100\% - 0.64\% = 99.36\%$ の自由化率となる。**

[農産品重要5項目のうち輸入実績(2010年度)のない品目数](2013.12.18 農水省「農林水産委員会」で説明)

品目	品目数	輸入実績のない品目数	全9108品目に占める割合	
コメ	58	22	0.2%	
麦	109	58	0.6%	
乳製品	188	106	1.2%	
甘味資源作物(サトウキビなど)	131	23	0.3%	
牛肉・豚肉	100(51+49)	25	0.3%	輸入実績のある重要農産品
5分野合計	586	234	2.6%	586 - 234 = 352品目

⇒ 輸入実績のある重要農産品(=352品目)だけを関税を残した場合の自由化率 = $100 - (352 \div 9108) = 96.1\%$

豪州・ニュージーランド・シンガポール・ペルー・チリの5か国は日本に関税すべて撤廃を提案米国は95%を主張しているとみられる

⇒ 閣僚会合(10.6終了)で「聖域」交渉に限界←カナダ・国際貿易相が「日本は関税撤廃に消極的」とかみつ、激しいやりとり!!

[TPP参加・不参加による影響試算 (平成22年10月27日内閣官房公表資料より)]

農林水産省] ※TPPに参加した場合 米・麦など19品目 (関税率が10%以上、かつ生産額が10億円以上) を対象に試算 (TPP参加国も含めてすべての国との間の関税がなくなると仮定した場合)	
・ 農産物の生産減少額 4兆1千億円	○米は 90% (760万トン) が外国産米に ○乳製品は100%外国産に
・ 食料自給率 現在の40%が14%程度に低下	○牛肉は生産量75%占める肉質3等級以下の国産牛肉のほぼ全量が外国産に 現実的な試算? 米は米国から400万トン⇒可能?
・ 農業の多面的機能の喪失額 3兆7千億円	[秋田県農業への影響試算]
・ 農業および関連産業への影響 GDP減少額7兆9千億円程度 (実質GDPの1.6%)	63%減少-2008年農業算出額1,849億円比1,161億円減少

⇒2012年8月 農水省が新たな試算—“TPP参加した場合 農林水産業の生産額が3.4兆円減る” 政府内には「なお過大」との異論。

関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算 (平成25年3月15日)

- I 実質GDP 0.66% (3.2兆円) 増加
[内訳] ①輸出 +0.55% (+2.6兆円) ②輸入 Δ0.60% (Δ2.9兆円)
③消費 +0.61% (+3.0兆円) ④投資 +0.09% (+0.5兆円)
- II **食料自給率** 現在の40%が27%程度に低下 (生産額ベースでは現状の70%が55%程度に低下) ※平成22年10月試算時14%
- III **農業の多面的機能の喪失額** 1兆6千億円 (前回試算は3兆7千億円)
- IV 農林水産物への影響試算⇒対象品目の生産額の合計は約7兆1千億円
 - ・ 試算方法 ①対象品目 関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目である19品目の農産物、14品目の林水産物
 - ・ 生産減少額の算出方法 ※米については、ベトナム等の**新しく輸出国となり得る国の輸出余力を考慮していない。**
 - ①内外価格差、品質格差、輸出国の輸出余力等の観点から、輸入品と競合する国産品と競合しない国産品に二分
 - ②競合する国産品、原則として安価な輸入品に置き換わる。&生産減少額=国産品価格×競合する国産品生産量
 - ③競合しない国産品は、安価な輸入品の流通によって価格が低下する。&生産減少額=価格低下分×競合しない国産品生産量

【影響額】 農産物計約 2 兆 6600 億円 + 林・海産物計約 3000 億円 = 合計約 3 兆円			
主な品目	生産量減少率	生産減少額	試算の考え方
米	32%	約 1 兆 100 億円	国内生産量の約 3 割が輸入に置き換わる（価格差が 124 円—影響額 65 億円）。それ以外の国内生産は残るが価格は下落（26%—影響額 37 億円）。
豚肉	70%	約 4600 億円	銘柄豚は残り、その他は置き換わる。
りんご	8%	約 40 億円	ストレート果汁は残り、濃縮果汁は一部を除いて置き換わる。
牛肉	68%	約 3600 億円	4 等級及び 5 等級は残り、3 等級以下は一部を除いて置き換わる。
鶏卵	20%	約 990 億円	業務・加工用の 1 / 2 が置き換わる。
牛乳乳製品	45%	約 2900 億円	乳製品は生クリーム等を除いて全て置き換わる。飲用乳の大部分は北海道産に置き換わる。
小豆	71%	約 150 億円	高級和菓子用を除いて置き換わる。

⇒試算どおりに、日本米と同質の外国産米が直ちに輸入される状況にあるならば、消費者は現在 1 兆円を超える負担を強いられていることになる!!

【輸入米についてどう思う—日経新聞 2013. 11. 15~17 日 20~60 代の男女 100 人に調査】「抵抗感がある」80%

	抵抗感が強い 42.8%	多少抵抗感がある 36.9%	あまり抵抗感はない 15.5%	全く抵抗感はない 3.7%	その他 1.1%
その理由	安全性の問題	44.3%	割安なイメージ	31.8%	
	味が悪い	23.5%	コメへのこだわりがない	24.5%	
	国産米へのこだわり	22.7%	国産米との違いがわからない	20.8%	
	日本農業を守りたい	8.7%	外食チェーンも使っている	17.2%	
自宅で炊くコメを選ぶ際、重視するのは、①産地がきちんとわかるもの(52%) ②味と価格が見合えばブランドなどにこだわらず(32%) ③割高でもブランド米(15%) ④無洗米(10%) ⑤産地を問わず安さ(10%)					

[日本と韓国の比較] インフラコストがこうも違う！！

	FTA比率	輸出依存度	法人実効税率	農業収入	最低賃金（月額）	液晶テレビ価格 40/42型（仏）
日本	17.6%	15.3%	約38%	8.5兆円	1,386ドル	パナソニック 125,970円
韓国	35.8%	43.7%	24.20%	2.7兆円	585ドル	サムスン 114,342円
日本＝100	輸送費 (米国向けコンテナ)	ガス料金 (産業用)	電話基本料	土地購入価格	電気料金 (産業用)	インターネット基本料
日本	100	100	100	100	100	100
韓国	40	86	16	16	38	36

（注）下段の計数は東レの調査データを基に日経新聞作成（2012.11.1日経新聞）。日本＝100とした場合の韓国のコスト

① [FTA比率] = 貿易総額に占めるFTA締結国との貿易割合（含む署名済国）[2011年—財務省貿易統計]

日本19% 韓国35% EU78% アメリカ38% 中国19%

② [輸出依存度] = (輸出総額 ÷ 名目GDP) × 100 (2009年) 日本11.4% 韓国43.4% 中国24.5% ドイツ33.6% アメリカ7.4%

※日本の輸出依存度は、主要先進国・新興国の中でアメリカに次いで最低レベル 日本は輸出大国ではない!! 外需に依存した国でもない!!

[関税率例] (日本からの輸出にかかる関税率:2011年)

	アメリカ	EU	中国	韓国	マレーシア
乗用車 (3000cc 超)	2.5% (トラックは25%)	10%	25%	8%	13.6%
テレビ受信機	5%	14%	30%	8%	22.7%

↓

液晶テレビ価格 (40/42型) はどうなる!! EUの人達はどちらを買うか!!

	発効前価格	発効後価格	
日本パナソニック製	125,970円	125,970円	現在価格と変わらず
韓国サムスン製	114,342円	98,334円	韓国関税率0%に 114,342円 × (100 - 14)%

[差額 11,628円]

⇒

[差額 27,636円]

【主要国の輸出額の推移】

(単位：億ドル) (出所：IMF・IFS、2012/10~12 は叶芳和氏推計)

	日本 (世界シェア)	中国	米国	ドイツ	世界
1985年	177 (9.4%)	27	219	184	1,885
1990年	288 (8.3%)	62	394	410	3,450
1995年	443 (8.9%)	149	585	524	4,955
2000年	479 (7.5%)	249	782	550	6,363
2005年	595 (5.7%)	762	907	978	10,442
2010年	770 (5.1%)	1,578	1,278	1,261	15,105
2011年	823 (4.6%)	1,899	1,480	1,475	18,033
2012年	800 (4.4%)	2,049	1,550	1,440	18,210
輸出伸び率 2012/2005	34.5%	168.9%	70.9%	47.2%	74.7% 韓国は117.6%

⇔2013年上期(1~6月)輸出 EPA締結国への輸出最大に-6.6兆円と半期としては過去最大

【日本を代表する企業トップの声】—2011~2012年の円高進行等を受けて

⇒「理屈上は日本でのモノづくりは成り立たない」(トヨタ豊田社長) ⇒「働けど働けど、一向に報われない心境だ」(スズキ鈴木会長)

⇒「垂直統合型の自前主義の事業モデルは6重苦の日本では無理」(パナソニック中村会長。2012/1日経新聞)

《日本(経済)は世界と戦わなければならないのに、日本の政治家は戦う相手を間違っていないか!!》

“六重苦”、“七重苦”を1つずつ取り除いて、日本企業の競争力アップを助けるのが、政治、政治家の役目でないか。

[大機小機—日経新聞 2012.8.21] 日本の政治には「企業あっての国」という基本認識が決定的に欠けている。消費税率を上げても企業が海外へ逃げれば雇用も税収も大幅に落ち込む。その危機感がない。

円は韓国ウォンに対して5年でほぼ2倍に上昇した。これでは日本メーカーは勝ちようがない。能力が同じなのにコストが2倍でどう戦えというのか。外債購入や政府による海外資源買収など、行き過ぎた円高の是正策はいくらでもある。やるかやらないかの問題だ。

【食料自給率について】（農水省試算—平成 22 年 10 月—TPP 参加で 40%から 14%に低下する）

- ※食料自給率 40%は、「供給熱量（カロリー）」ベースで計算⇒ **「カロリーベースの自給率を計算しているのは日本だけ!!」**
- 2020 年度目標 50%
 - そもそもなぜ 50%?
 - ・ **「外国 12 か国分（のみ）を農水省がわざわざ試算してあげて比較!!」**
 - ・ **&しかも、12 か国とも日本より高い自給率という結果**

※「カロリーベース食料自給率」 = $\frac{1 \text{ 人 1 日 当 たり 国 産 供 給 カ ロ リ ー}}{1 \text{ 人 1 日 当 たり 供 給 カ ロ リ ー}} = \frac{（国産 + 輸出） 供 給 カ ロ リ ー \div 人 口}{（国産 + 輸入 - 輸出） 供 給 カ ロ リ ー \div 人 口} = \frac{964 \text{ kcal}}{2,436 \text{ kcal}}$

- ・ **「実際に摂取している農産物の加りでない。食べ残し・廃棄食料を含む。摂取加り」**は 1,788kcal—2011 年。両加り—の差は 1 日 1 食分相当。
《農水省推計》国内に供給される農水産物は年間 9 千万トン。うち 1900 万トンは捨てられ、500~900 万トンは食べられる食料
- ・ **「非販売農家 200 万戸が生産した農産物含まれていない」** ・ **「河川敷で作られるコメ・野菜もカウントされない。（国交省管轄のため）」**
- ・ **「海外から輸入したエサを食べていた家畜は除外」（分母・分子ともにカウントされない）** ⇒ 自給率 40%のうち畜産物の貢献度は 2.7%
- ・ **「厚生労働省が定める適正な摂取カロリー（1,805kcal）に対する自給率を計算すると、すでに 2015 年度目標の 50%を超える 53%に**

[カロリー] 100 g 中

米	356.0	和	カロリー	麦	368.0	和	カロリー
牛肉	282.4	和	カロリー	豚肉	228.3	和	カロリー
大豆	426.7	和	カロリー	野菜	29.0	和	カロリー
果実	61.2	和	カロリー	りんご	54.0	和	カロリー
生魚	146.6	和	カロリー	油脂類	922.2	和	カロリー

※**「減反政策によるコメ生産抑制」（米から他の作物—野菜等—への転換奨励）」**

⇒ **「カロリーベースの自給率が低下するのは当然の帰結」**

《自給率 40%のうち野菜の貢献度は 2%》

[コメの生産] 1994 年 1,200 万トン ⇒ 2011 年 837 万トン

[コメの消費量] 過去 40 年間で半減 ⇒ 2050 年 310 万トンに？

⇒ 米作は 50 万 ha で済んでしまう（水田 250 万 ha 中）

※「生産額ベース」の食料自給率は 70% ⇒ **「ほとんどの国は生産額ベースの自給率」（日本では 1995 年からカロリーベースが前面に）」**

生産額ベースでは日本（8 兆 5 千億円—2008 年）は世界第 5 位（ピーク 1984 年—昭和 59 年 11 兆 7,171 億円）2011 年 8 兆 4 千億円

- ・ 中国・アメリカ・インド・ブラジルに次ぐ 《理由》 ① 1 年を通じて季節折々の農産物を作ることができること
- ・ ロシア・オーストラリアの約 3 倍 ② 「科学技術大国」であること ⇒ 農業は科学技術の塊 ⇒ 豊富で高品質な農産物
- 2020 年度目標 70% ③ 「農家の向上心」と「職人気質のモノ作りの姿勢」 ④ 世界 10 位の人口大国で
- 2009 年度にすでに達成!! あること ⑤ 国民の購買力が高いこと ⑥ 独自の食文化を持っていること

【2013. 7. 16 付 読売新聞社説】

「カロリーベースの自給率は農業の実力を示していないのに、農水省や農協が自給率低下を強調するなどコメ偏重の政策の理由に使われてきた経緯がある。こうした姿勢は改めるべきだろう。」

【TPP参加による秋田県農業への影響試算】（秋田県農政部）

(1) 平成 22 年 10 月内閣府公表の農水省の試算の品目ごと減少率を秋田県の品目にあてはめたもの

対象品目	産出額（2008 年）	産出額に占める割合	減少率	減少額
米	1, 092 億円	59. 1%	△90%	983 億円
合計	1, 849 億円	—	△63%	1, 161 億円

一減少率（影響度）が高い米の（産出額に占める）割合が高いため、減少率が（全国平均より）大きい。

(2) 平成 25 年 3 月の政府統一試算に基づき再試算したもの（秋田県農政部—平成 25 年 3 月 20 日公表）

対象品目	産出額（2008 年）	産出額に占める割合	減少率	減少額
米	1, 092 億円	59. 1%	△52%	571 億円
豚肉	150	8. 1%	△79%	118
りんご	58	3. 1%	△3%	2
牛肉	52	2. 8%	△68%	35
鶏卵	47	2. 5%	△24%	11
牛乳・乳製品	34	1. 8%	△44%	14
小豆	2	0. 1%	△67%	1
農産物計	1, 849 億円	71. 1%	△41%	753 億円
林産物	706	27. 2%	△7%	52 億円
水産物	43	1. 7%	△7%	3 億円
農林水産物計	2, 598 億円	100. 0%	△31. 1%	808 億円

【参考】秋田県農業の現状と推移

1 農業経営体数および農家数—全世帯に占める農家世帯の割合は15.4%（平成22年）

	平成12年	平成17年	平成22年	うち家族経営	増減率(22年:12年)	全国シェア
農業経営体数	70,977戸	61,259戸	48,521戸	47,504戸	△31.6%	2.9%
法人化	253戸	291戸	394戸	—	+55.7%	
総農家数	80,563戸	72,000戸	59,971戸	平成2年(96,474戸)比△37.8% 全国19位東北4位		
販売農家	70,042戸	60,325戸	47,298戸	平成2年(84,399戸)比△34.0% 全国10位東北4位		
自給的農家	10,521戸	11,675戸	12,673戸	平成2年(12,075戸)比+0.5%		

(注) 1 農業経営体数：農産物の生産か、農作業の受託を行う者で、生産または作業の面積が一定規模以上（経営耕地面積が30a以上等）の者

2 家族経営：個人経営体（農家）および法人経営体のうち一戸一法人の経営体

3 販売農家：経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家

4 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家

2 販売農家数および農業就業人口 ※主業農家や農業法人に雇用されている人数（全国で233万人）が含まれていない。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
販売農家	84,399	77,300	70,042	60,325	47,298（平成2年比△34.0%）
うち専業農家	6,387	6,096	7,070	8,182	9,193（" +43.9%）
兼業農家	78,012	71,204	62,972	52,143	38,105（" △51.2%）
うち第1種兼業農家	18,191	18,655	12,033	10,259	7,983（" △56.1%）
第2種兼業農家	59,821	52,549	50,939	41,884	30,122（" △49.6%）
農業就業人口	115,042	100,108	98,498	91,068	71,805（" △37.6%）
平均年齢			61.5歳	63.9歳	65.6歳（65歳以上割合60.5%）

※稲作の中核的担い手 全国平均年齢69.9歳（65歳以上74%—49歳以下3%）

3 農業産出額および経営耕地面積・耕作放棄地 (出所：秋田県農林水産統計年報)

[単位：億円]

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 23 年	
農業産出額	2,821	2,568	2,057	1,866	1,494	1,732	ピークは昭和 60 年 3,175 億円
うち米 (割合)	1,838 (65.1%)	1,785 (69.5%)	1,307 (63.5%)	1,139 (61.0%)	785 (52.5%)	1,062 (61.3%)	ピークは昭和 59 年 2,165 億円 (69.1%)
米価格 (60kg)				18 年/14,603 円	12,457 円	15,315 円	あきたこまち玄米
経営耕地面積 (ha)	143,772	139,442	135,082	127,287	115,142ha		平成 22 年 (平成 2 年比△19.9%)
耕作放棄地 (ha)	—	2,587	4,003	6,789	7,411ha		平成 22 年 (平成 7 年比 2.86 倍)

4 秋田県農産物主要品目別輸出実績

(資料：秋田県秋田うまいもの販売課調べ)

品目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度 (17 年度比)	24 年度 (12 月現在)
米	23.3t	40.2t	53.0t	133.3t	412.2t	465.7t	827.5 t 35.5 倍	757.4 t
りんご	85.3t	113.2t	54.3t	87.5t	14.1t	16.8t	7.9 t (△90.7%)	4.5 t
もも	—	—	1.0t	2.4t	2.5 t	1.5 t	1.5 t	3.2 t
なし	—	—	—	—	—	0.1 t	0.1 t	0.3 t

(注) 1 日本全体のコメの輸出量 (2010 年度 2,085 t) に占める秋田県産米の割合 22.3%

[2012 年日本全体輸出量 2,436 t —国内実生産量 812 万 t に占める輸出割合 0.03%]

- ・ [JA 秋田おぼこ輸出量] 20 年産米 44.6 t → 24 年産米 483.5 t → 将来的には 1,500 t に (米卸業者 (株) 神明を通じて、香港・豪州・シンガポール・米国・欧州等 14 か国に [平成 25 年版「食料・農業・農村白書」—輸出促進の取組事例—より])

※2013.10.14 日経新聞 25 年産あきたこまち約 500 t 輸出—輸出用コメは減反の枠外で作付けできる利点もある。

同 JA は「農家の所得補償にもつながる。ロシアやドバイなどにも販路を広げたい」とする。

- ・ [横手市：樽見内営農組合] 5 年前から輸出 (2013.7.4 日経新聞) 「**コメを買ってくれる人を探したら海外にみつけただけ**」

3 清酒は 2010 年度の輸出量は 151,766 l で、2005 年度の 2.2 倍—2012 年輸出額 85 億円

(2014.2.10 現在)